

令和4年度

市税概要



相模原市財政局

目 次

市税総括

1. 人口・世帯数等	1
2. 一般会計歳入歳出決算額（款別）	2
3. 一般会計歳入歳出決算状況	3
4. 一般会計歳入歳出予算額（款別）	4
5. 市税予算額	5
6. 市税納税義務者（現年課税分）	6
7. 市税の税目別決算額	7
8. 市税の徴収に関する経費	13

賦課等

9. 市 民 税	14
《個人市民税》	16
《法人市民税》	19
10. 固定資産税	22
11. 軽自動車税	31
12. 市たばこ税	32
13. 特別土地保有税	32
14. 入湯税	32
15. 事業所税	33
16. 都市計画税	34
17. 市税に係る証明、閲覧件数等の調	35
18. 地方譲与税	36
19. 県税交付金	37

収納状況等

20. 過誤納金還付・充当処理状況	39
21. 督促状発付状況調	40
22. 差押・参加差押処分状況調	41
23. 徴収猶予状況調	41
24. 換価猶予状況調	41
25. 公売処分状況調	42
26. 不納欠損処分状況調	42
27. 市税納付方法別利用状況調	43
28. 延滞金等収入状況	43

参考資料

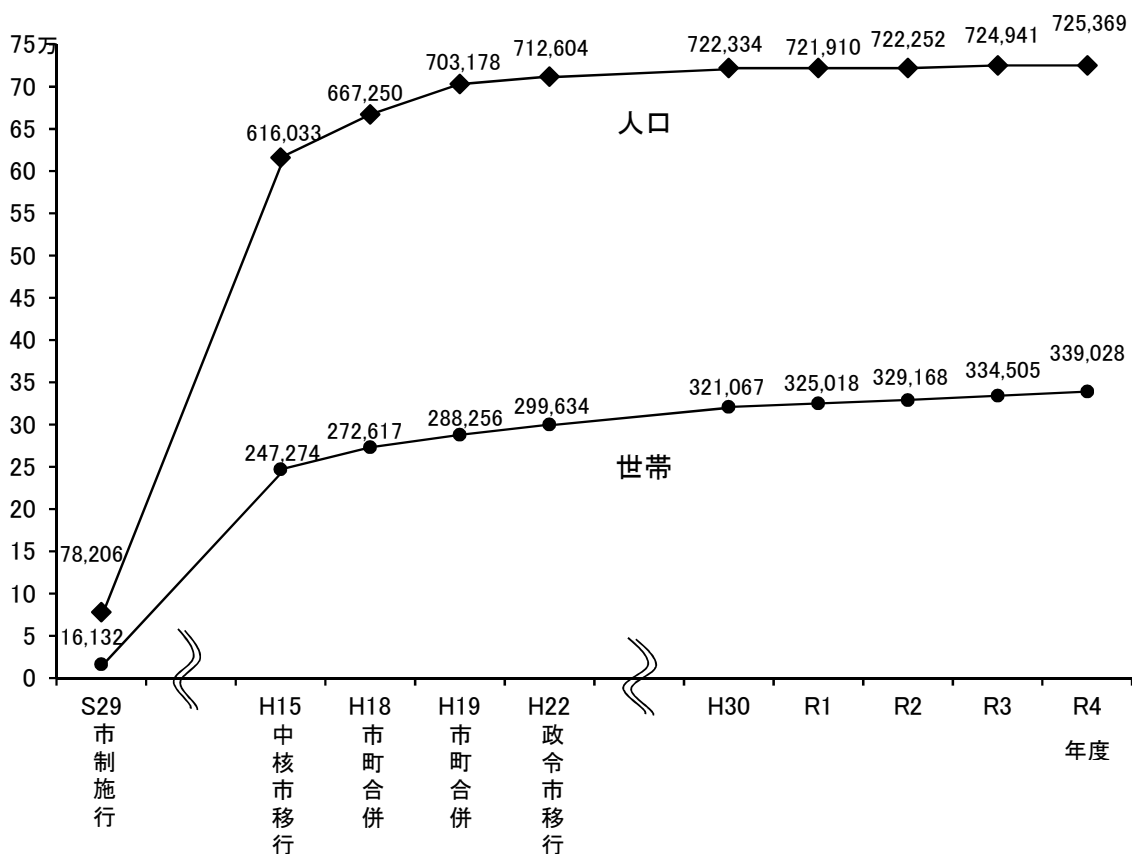
29. 市税の税率等（令和4年度分）	44
30. 税率の変遷（平成15年度以降）	46
31. 市民税（個人）所得控除額等の推移	50
32. 税務機構の沿革（平成20年度以降）	57
33. 税務事務分掌	60
34. 税務部門職員数	61

1. 人口・世帯数等（4月1日現在）

区 分 \ 年 度		H30	R1	R2	R3	R4
人 口 （人）	男	361,446	361,069	360,925	361,361	361,438
	女	360,888	360,841	361,327	363,580	363,931
	計	722,334	721,910	722,252	724,941	725,369
世 帯 数		321,067	325,018	329,168	334,505	339,028
面 積（Km ² ）		328.91	328.91	328.91	328.91	328.91
人 口 密 度（人 / 1 K m ² ）		2,196	2,195	2,196	2,204	2,205
人 口 対 前 年 度 比（%）		100.2	99.9	100.0	100.4	100.1
税 務 部 門 職 員 数（人）		224	233	231	238	256
税 務 部 門 職 員 1 人 当 り 人 口		3,225	3,098	3,127	3,046	2,833

（注）人口と世帯数は「月報統計さがみはら（4月1日現在）」の数値

（注）税務職員数は任期付職員・臨時的任用職員を含む



2. 一般会計歳入歳出決算額（款別）

《 歳 入 》

（単位：千円、％）

款 別	令和2年度		令和3年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率
市 税	131,083,049	33.6	129,575,345	37.8	△ 1.2
地 方 譲 与 税	1,708,938	0.4	1,742,078	0.5	1.9
利 子 割 交 付 金	66,107	0.0	55,091	0.0	△ 16.7
配 当 割 交 付 金	558,491	0.1	820,426	0.2	46.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	660,546	0.2	1,043,778	0.3	58.0
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	104,116	0.0	140,228	0.1	34.7
法 人 事 業 税 交 付 金	550,755	0.1	1,074,508	0.3	95.1
地 方 消 費 税 交 付 金	14,455,544	3.7	15,787,089	4.6	9.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	141,586	0.0	158,959	0.1	12.3
環 境 性 能 割 交 付 金	430,721	0.1	458,019	0.1	6.3
軽 油 引 取 税 交 付 金	3,082,153	0.8	3,124,406	0.9	1.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,306,229	0.3	1,302,150	0.4	△ 0.3
地 方 特 例 交 付 金	1,169,459	0.3	1,806,642	0.5	54.5
地 方 交 付 税	16,778,313	4.3	24,545,286	7.2	46.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	220,182	0.1	213,597	0.1	△ 3.0
分 担 金 及 び 負 担 金	723,119	0.2	729,041	0.2	0.8
使 用 料 及 び 手 数 料	4,910,316	1.3	5,112,758	1.5	4.1
国 庫 支 出 金	144,109,345	36.9	89,621,341	26.2	△ 37.8
県 支 出 金	17,810,023	4.6	18,845,101	5.5	5.8
財 産 収 入	219,645	0.1	940,673	0.3	328.3
寄 附 金	443,690	0.1	957,428	0.3	115.8
繰 入 金	1,028,610	0.3	1,148,986	0.3	11.7
繰 越 金	5,174,667	1.3	5,765,139	1.7	11.4
諸 収 入	17,391,387	4.5	11,380,927	3.3	△ 34.6
市 債	26,324,400	6.7	26,008,100	7.6	△ 1.2
合 計	390,451,391	100.0	342,357,096	100.0	△ 12.3

《 歳 出 》

（単位：千円、％）

款 別	令和2年度		令和3年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率
議 会 費	955,852	0.3	925,999	0.3	△ 3.1
総 務 費	24,253,084	6.4	26,153,299	8.3	7.8
民 生 費	125,410,673	33.0	142,711,460	45.0	13.8
衛 生 費	28,488,741	7.5	32,602,889	10.3	14.4
労 働 費	587,892	0.2	454,678	0.1	△ 22.7
農 林 水 産 業 費	722,774	0.2	729,477	0.2	0.9
商 工 費	88,507,971	23.3	9,066,926	2.9	△ 89.8
土 木 費	25,220,588	6.7	24,605,979	7.8	△ 2.4
消 防 費	7,943,126	2.1	8,376,933	2.6	5.5
教 育 費	49,141,482	12.9	43,798,776	13.8	△ 10.9
災 害 復 旧 費	2,072,308	0.5	1,369,584	0.4	△ 33.9
公 債 費	26,272,845	6.9	26,243,323	8.3	△ 0.1
諸 支 出 金	8,917	0.0	8,294	0.0	△ 7.0
合 計	379,586,253	100.0	317,047,617	100.0	△ 16.5

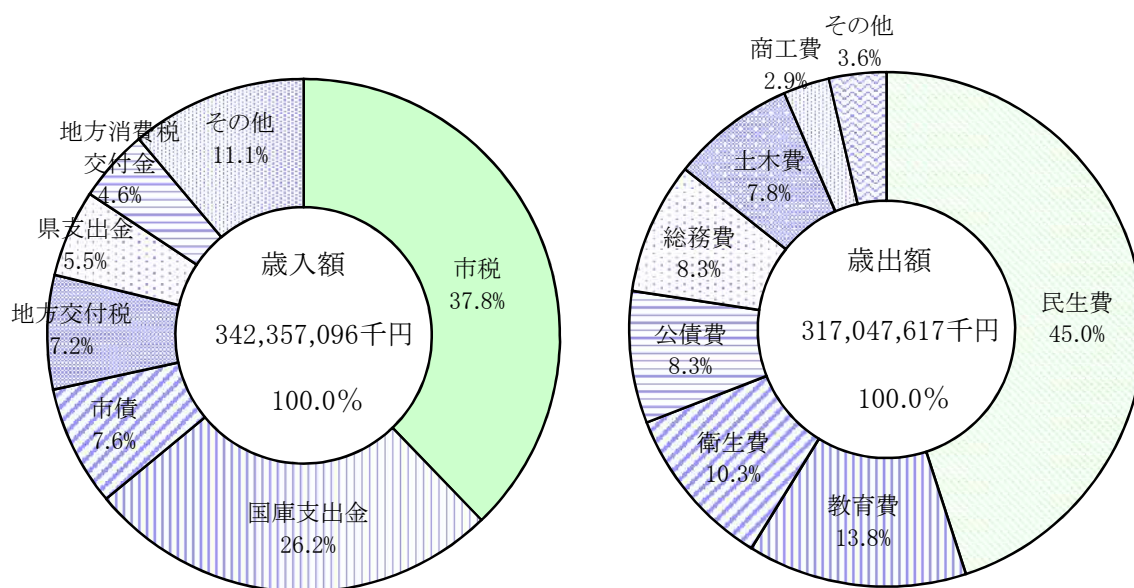
3. 一般会計歳入歳出決算状況

(単位:千円)

年度		H29	H30	R1	R2	R3
区分						
一般会計	歳入	289,958,598	295,060,383	305,311,250	390,451,391	342,357,096
	歳出	281,325,045	286,243,287	295,636,583	379,586,253	317,047,617
	形式収支	8,633,553	8,817,096	9,674,667	10,865,138	25,309,478
	繰越額	605,540	441,415	849,231	817,238	580,276
	実質収支	8,028,013	8,375,681	8,825,436	10,047,900	24,729,202
市税		114,349,520	127,892,461	131,098,296	131,083,049	129,575,345
歳入決算額に占める市税の割合 (%)		39.4	43.3	42.9	33.6	37.8
市税対前年度比 (%)		1.5	11.8	2.5	△ 0.0	△ 1.2
市民1人当たり市税負担額 (円)		158,306	177,158	181,397	181,376	178,634
市民1人当たり歳出決算額 (円)		389,467	396,508	409,064	525,223	437,085

(注) 市民1人当たり市税負担額と市民1人当たり歳出決算額は、それぞれの決算額を「月報統計さがみはら(翌年度4月1日現在)」の人口で除したもの

一般会計歳入歳出決算額構成図(令和3年度)



4. 一般会計歳入歳出予算額（款別）

《 歳 入 》

（単位：千円、％）

款 別	令和3年度		令和4年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年度伸率
市 税	122,400,000	41.0	130,700,000	42.0	6.8
地 方 譲 与 税	1,675,000	0.6	1,713,000	0.6	2.3
利 子 割 交 付 金	70,000	0.0	60,000	0.0	△ 14.3
配 当 割 交 付 金	600,000	0.2	600,000	0.2	0.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	600,000	0.2	600,000	0.2	0.0
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	120,000	0.0	120,000	0.0	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	550,000	0.2	900,000	0.3	63.6
地 方 消 費 税 交 付 金	14,000,000	4.7	15,000,000	4.8	7.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	150,000	0.0	150,000	0.1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	420,000	0.1	650,000	0.2	54.8
軽 油 引 取 税 交 付 金	3,100,000	1.0	3,100,000	1.0	0.0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,274,900	0.4	1,301,881	0.4	2.1
地 方 特 例 交 付 金	2,275,000	0.8	948,600	0.3	△ 58.3
地 方 交 付 税	11,400,000	3.8	19,000,000	6.1	66.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	210,000	0.1	210,000	0.1	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	865,401	0.3	822,635	0.3	△ 4.9
使 用 料 及 び 手 数 料	5,486,261	1.8	5,460,039	1.8	△ 0.5
国 庫 支 出 金	62,392,561	20.9	67,938,430	21.8	8.9
県 支 出 金	18,133,726	6.1	19,536,077	6.3	7.7
財 産 収 入	518,371	0.2	206,088	0.1	△ 60.2
寄 附 金	350,300	0.1	368,700	0.1	5.3
繰 入 金	6,320,686	2.1	4,809,389	1.5	△ 23.9
繰 越 金	2,000,000	0.7	2,000,000	0.6	0.0
諸 収 入	10,770,194	3.6	11,341,261	3.6	5.3
市 債	33,217,600	11.1	23,663,900	7.6	△ 28.8
合 計	298,900,000	100.0	311,200,000	100.0	4.1

《 歳 出 》

（単位：千円、％）

款 別	令和3年度		令和4年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年度伸率
議 会 費	993,601	0.3	976,960	0.3	△ 1.7
総 務 費	24,640,701	8.2	26,599,671	8.5	8.0
民 生 費	133,184,744	44.6	136,493,125	43.9	2.5
衛 生 費	25,029,024	8.4	32,226,272	10.4	28.8
労 働 費	507,947	0.2	338,156	0.1	△ 33.4
農 林 水 産 業 費	753,313	0.3	863,222	0.3	14.6
商 工 費	8,698,345	2.9	9,027,109	2.9	3.8
土 木 費	23,446,391	7.8	22,622,934	7.3	△ 3.5
消 防 費	8,855,246	3.0	9,104,334	2.9	2.8
教 育 費	44,573,406	14.9	44,697,049	14.4	0.3
災 害 復 旧 費	1,108,352	0.4	1,011,296	0.3	△ 8.8
公 債 費	26,700,483	8.9	26,831,578	8.6	0.5
諸 支 出 金	8,447	0.0	8,294	0.0	△ 1.8
予 備 費	400,000	0.1	400,000	0.1	0.0
合 計	298,900,000	100.0	311,200,000	100.0	4.1

5. 市税予算額

(単位:千円、%)

税目		令和3年度		令和4年度		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	構成比	対前年度伸率 (当初予算額)
現 年 課 税 分	市 民 税	59,451,801	59,451,801	64,677,532	49.5	8.8
	個 人	55,484,611	55,484,611	60,162,087	46.0	8.4
	法 人	3,967,190	3,967,190	4,515,445	3.5	13.8
	固 定 資 産 税	44,442,583	44,442,583	46,883,382	35.9	5.5
	土 地	18,909,976	18,909,976	19,139,953	14.6	1.2
	家 屋	18,500,856	18,500,856	19,904,102	15.2	7.6
	償 却 資 産	6,018,930	6,018,930	6,787,529	5.2	12.8
	交 付 金	1,012,821	1,012,821	1,051,798	0.8	3.8
	軽 自 動 車 税	1,103,088	1,103,088	1,215,190	0.9	10.2
	環 境 性 能 割	41,576	41,576	101,880	0.1	145.0
	種 別 割	1,061,512	1,061,512	1,113,310	0.9	4.9
	市 た ば こ 税	4,008,136	4,008,136	4,428,088	3.4	10.5
	事 業 所 税	3,124,872	3,124,872	3,112,246	2.4	△ 0.4
	都 市 計 画 税	9,077,955	9,077,955	9,415,269	7.2	3.7
	小 計	121,208,435	121,208,435	129,731,707	99.3	7.0
滞 納 繰 越 分		1,191,565	1,191,565	968,293	0.7	△ 18.7
市 税 総 計		122,400,000	122,400,000	130,700,000	100.0	6.8

6. 市税納税義務者（現年課税分）

（単位：人）

年 度		H29	H30	R1	R2	R3
税 目						
市 民 税		381,400	385,621	393,111	395,272	395,414
	個 人	365,352	369,487	376,930	379,074	378,972
	特別徴収(給与)	220,766	224,710	228,871	233,524	236,079
	特別徴収(年金)	30,803	29,476	29,945	30,347	30,972
	普 通 徴 収	113,783	115,301	118,114	115,203	111,921
	法 人	16,048	16,134	16,181	16,198	16,442
固 定 資 産 税		251,132	253,214	255,313	256,800	257,897
	土 地 ・ 家 屋	244,682	246,444	247,949	249,154	250,880
	償 却 資 産	6,429	6,749	7,343	7,626	6,997
	交 付 金	21	21	21	20	20
軽 自 動 車 税		164,732	165,630	167,491	169,899	172,709
	種 別 割	164,732	165,630	166,817	167,459	169,795
	環 境 性 能 割	—	—	674	2,440	2,914
市 た ば こ 税		11	11	11	10	12
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0	0
入 湯 税		0	0	0	0	0
事 業 所 税		854	859	865	856	853
都 市 計 画 税		216,254	217,989	219,491	220,709	222,469

（注）平成29年度から市民税（個人）の徴収区分について、区分の重複者の集計を変更した

（注）軽自動車税については、登録台数を示す

（注）軽自動車税は、令和元年10月以降「種別割」に名称変更

7. 市税の税目別決算額

(1) 令和3年度

(単位:千円、%)

税 目		予 算 額	納 税 義務者	調 定 額	収 入 額
市 民 税	個 人	60,240,735		67,794,872	65,964,614
	現 年 課 税 分	56,173,436		62,887,227	61,083,671
	均 等 割	55,484,611	378,972	61,080,937	60,440,023
	所 得 割	1,267,358	374,917	1,309,760	1,296,016
	滞 納 繰 越 分	54,217,253	364,625	59,771,177	59,144,007
	法 人	688,825		1,806,290	643,648
	現 年 課 税 分	4,067,299		4,907,645	4,880,943
	均 等 割	3,967,190	16,442	4,760,020	4,763,724
	法 人 税 割	1,544,010	16,442	1,729,211	1,730,557
	滞 納 繰 越 分	2,423,180	6,496	3,030,809	3,033,167
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	100,109		147,625	117,219
	現 年 課 税 分	44,739,251		46,001,169	45,519,327
	土 地	43,726,430		44,987,277	44,505,435
	家 屋	43,429,762	257,877	44,396,421	44,224,743
	償 却 資 産	18,909,976	250,880	19,066,089	18,980,528
	滞 納 繰 越 分	18,500,856		18,740,448	18,656,348
	交 付 金	6,018,930	6,997	6,589,884	6,587,867
	環 境 性 能 割	296,668		590,856	280,692
	現 年 課 税 分	1,012,821	20	1,013,892	1,013,892
	種 別 割	1,116,058		1,204,679	1,146,962
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	41,576	2,914	50,395	50,395
	現 年 課 税 分	41,576	2,914	50,395	50,395
	種 別 割	1,074,482	169,795	1,154,284	1,096,567
	現 年 課 税 分	1,061,512	169,795	1,097,749	1,081,732
	滞 納 繰 越 分	12,970		56,535	14,835
市 た ば こ 税	現 年 課 税 分	4,008,136		4,628,473	4,628,473
	滞 納 繰 越 分	4,008,136	12	4,628,473	4,628,473
	滞 納 繰 越 分	0		0	0
特 別 土 地 保 有 税	現 年 課 税 分	0		0	0
	滞 納 繰 越 分	0	0	0	0
	滞 納 繰 越 分	0		0	0
入 湯 税	現 年 課 税 分	0		0	0
	滞 納 繰 越 分	0	0	0	0
	滞 納 繰 越 分	0		0	0
事 業 所 税	現 年 課 税 分	3,159,283		3,166,245	3,158,792
	資 産 割	3,124,872	853	3,126,751	3,123,661
	従 業 者 割	2,709,188	835	2,715,103	2,712,420
	滞 納 繰 越 分	415,684	154	411,648	411,241
	滞 納 繰 越 分	34,411		39,494	35,131
都 市 計 画 税	現 年 課 税 分	9,136,537		9,271,590	9,157,177
	土 地	9,077,955	222,469	9,141,373	9,100,350
	家 屋	5,238,095	222,469	5,266,332	5,242,699
	滞 納 繰 越 分	3,839,860		3,875,041	3,857,651
	滞 納 繰 越 分	58,582		130,217	56,827
現 年 課 税 分		121,208,435	1,049,354	129,296,011	128,426,993
滞 納 繰 越 分		1,191,565		2,771,017	1,148,352
市 税 総 計		122,400,000		132,067,028	129,575,345

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

(単位:千円、%)

不 納 欠損額	収 入 未済額	還 付 未済額	徴収率	対予算額 比較増減	対前年度決算額 比較増減	前 年 度 比	収入済額の 構成割合
106,120	1,764,340	40,202	97.3	5,723,879	△ 933,811	98.6	50.9
102,025	1,727,648	26,117	97.1	4,910,235	△ 409,773	99.3	47.1
2,764	663,431	25,281	99.0	4,955,412	△ 326,605	99.5	
			99.0	28,658	2,091	100.2	
			99.0	4,926,754	△ 328,696	99.4	
99,261	1,064,217	836	35.6	△ 45,177	△ 83,168	88.6	
4,095	36,692	14,085	99.5	813,644	△ 524,038	90.3	3.8
0	10,291	13,995	100.1	796,534	△ 627,522	88.4	
			100.1	186,547	10,348	100.6	
			100.1	609,987	△ 637,870	82.6	
4,095	26,401	90	79.4	17,110	103,484	853.4	
37,401	454,601	10,160	99.0	780,076	△ 860,715	98.1	35.1
37,401	454,601	10,160	98.9	779,005	△ 855,536	98.1	34.3
4,460	175,281	8,063	99.6	794,981	△ 934,153	97.9	
4,460	172,762	7,561	99.6	70,552	△ 136,115	99.3	
			99.6	155,492	△ 616,764	96.8	
0	2,519	502	100.0	568,937	△ 181,274	97.3	
32,941	279,320	2,097	47.5	△ 15,976	78,617	138.9	
0	0	0	100.0	1,071	△ 5,179	99.5	0.8
6,286	52,002	571	95.2	30,904	50,361	104.6	0.9
0	0	0	100.0	8,819	8,819	121.2	0.0
0	0	0	100.0	8,819	8,819	121.2	
6,286	52,002	571	95.0	22,085	41,542	103.9	
45	16,472	500	98.5	20,220	42,016	104.0	
6,241	35,530	71	26.2	1,865	△ 474	96.9	
0	0	0	100.0	620,337	287,822	106.6	3.6
0	0	0	100.0	620,337	287,828	106.6	
0	0	0	-	0	△ 6	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	10,049	2,596	99.8	△ 491	77,731	102.5	2.4
0	5,686	2,596	99.9	△ 1,211	44,466	101.4	
			99.9	3,232	46,235	101.7	
			99.9	△ 4,443	△ 1,769	99.6	
0	4,363	0	89.0	720	33,265	1,882.7	
8,846	107,881	2,314	98.8	20,640	△ 129,092	98.6	7.1
1,078	41,773	1,828	99.6	22,395	△ 138,710	98.5	
			99.6	4,604	△ 30,654	99.4	
			99.6	17,791	△ 108,056	97.3	
7,768	66,108	486	43.6	△ 1,755	9,618	120.4	
8,347	912,934	52,263	99.33	7,198,338	△ 1,691,056	98.7	99.1
150,306	1,475,939	3,580	41.44	△ 43,213	141,336	114.0	0.9
158,653	2,388,873	55,843	98.11	7,155,125	△ 1,549,720	98.8	100.0

市税の税目別決算額

(2) 令和2年度

(単位:千円、%)

税目	令和2年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年度比	収入済額の構成割合
市民税		69,013,854	66,898,425	129,123	2,015,634	29,328	96.9	99.2	51.0
個人		63,408,210	61,493,444	123,192	1,808,681	17,107	97.0	100.9	46.9
現年課税分	379,074	61,491,543	60,766,628	2,462	738,926	16,473	98.8	101.1	
均等割	374,779	1,309,361	1,293,925				98.8	101.4	
所得割	364,590	60,182,182	59,472,703				98.8	101.0	
滞納繰越分		1,916,667	726,816	120,730	1,069,755	634	37.9	88.8	
法人		5,605,644	5,404,981	5,931	206,953	12,221	96.4	83.1	4.1
現年課税分	16,198	5,558,830	5,391,246	113	179,653	12,182	97.0	83.0	
均等割	16,198	1,773,681	1,720,209				97.0	95.7	
法人税割	6,311	3,785,149	3,671,037				97.0	78.2	
滞納繰越分		46,814	13,735	5,818	27,300	39	29.3	96.1	
固定資産税		46,999,446	46,380,042	24,097	602,843	7,536	98.7	101.1	35.4
純固定資産税		45,980,375	45,360,971	24,097	602,843	7,536	98.7	101.2	
現年課税分	256,780	45,433,758	45,158,896	2,269	279,388	6,795	99.4	101.3	
土地	249,154	19,230,339	19,116,643	2,269	232,848	6,795	99.4	99.7	
家屋		19,387,738	19,273,112				99.4	102.3	
償却資産	7,626	6,815,681	6,769,141	0	46,540	0	99.3	103.3	
滞納繰越分		546,617	202,075	21,828	323,455	741	37.0	72.6	
交付金	20	1,019,071	1,019,071	0	0	0	100.0	100.3	0.8
軽自動車税		1,157,483	1,096,601	4,625	56,865	608	94.7	106.7	0.8
環境性能割	2,440	41,576	41,576	0	0	0	100.0	362.2	0.0
現年課税分	2,440	41,576	41,576	0	0	0	100.0	362.2	
種別割	167,459	1,115,907	1,055,025	4,625	56,865	608	94.5	103.8	0.8
現年課税分	167,459	1,055,779	1,039,716	87	16,523	547	98.5	103.9	
滞納繰越分		60,128	15,309	4,538	40,342	61	25.5	99.6	
市たばこ税		4,340,651	4,340,651	0	0	0	100.0	99.6	3.3
現年課税分	10	4,340,645	4,340,645	0	0	0	100.0	99.6	
滞納繰越分		6	6	0	0	0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
入湯税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
事業所税		3,119,627	3,081,061	0	39,495	929	98.8	97.2	2.4
現年課税分	856	3,114,003	3,079,195	0	35,737	929	98.9	97.1	
資産割	841	2,698,446	2,666,185				98.8	96.9	
従業者割	153	415,557	413,010				99.4	98.4	
滞納繰越分		5,624	1,866	0	3,758	0	33.2	418.4	
都市計画税		9,422,616	9,286,269	5,695	132,400	1,748	98.6	100.6	7.1
現年課税分	220,709	9,294,009	9,239,060	546	55,981	1,578	99.4	100.9	
土地	220,709	5,304,716	5,273,353				99.4	99.7	
家屋		3,989,293	3,965,707				99.4	102.4	
滞納繰越分		128,607	47,209	5,149	76,419	170	36.7	71.5	
現年課税分	1,043,546	131,349,214	130,076,033	5,477	1,306,208	38,504	99.03	100.1	99.2
滞納繰越分		2,704,463	1,007,016	158,063	1,541,029	1,645	37.24	84.4	0.8
市税総計		134,053,677	131,083,049	163,540	2,847,237	40,149	97.78	100.0	100.0

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

(3) 令和元年度

(単位:千円、%)

税 目	令和元年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年度比	収入済額の構成割合
市 民 税		69,564,269	67,457,808	163,918	1,973,859	31,316	97.0	103.4	51.5
個 人		63,011,129	60,950,551	157,215	1,926,878	23,515	96.7	104.0	46.5
現年課税分	376,930	60,932,953	60,132,153	7,492	815,840	22,532	98.7	104.0	
均等割	370,243	1,293,533	1,276,533				98.7	101.5	
所得割	363,133	59,639,420	58,855,620				98.7	104.1	
滞納繰越分		2,078,176	818,398	149,723	1,111,038	983	39.4	104.0	
法 人		6,553,140	6,507,257	6,703	46,981	7,801	99.3	97.6	5.0
現年課税分	16,181	6,502,743	6,492,970	84	17,378	7,689	99.8	97.5	
均等割	16,181	1,799,427	1,796,723				99.8	102.3	
法人税割	6,448	4,703,316	4,696,247				99.8	95.8	
滞納繰越分		50,397	14,287	6,619	29,603	112	28.3	103.9	
固 定 資 産 税		46,466,217	45,856,077	61,680	556,144	7,684	98.7	101.5	35.0
純固定資産税		45,450,634	44,840,494	61,680	556,144	7,684	98.7	101.5	
現年課税分	255,292	44,774,987	44,562,275	2,410	217,075	6,773	99.5	101.5	
土地	247,949	19,274,508	19,170,694	2,346	209,722	6,237	99.5	100.2	
家屋		18,940,790	18,838,773				99.5	103.2	
償却資産	7,343	6,559,689	6,552,808	64	7,353	536	99.9	100.9	
滞納繰越分		675,647	278,219	59,270	339,069	911	41.2	103.1	
交付金	21	1,015,583	1,015,583	0	0	0	100.0	99.8	0.8
軽 自 動 車 税		1,093,202	1,027,679	5,758	60,460	695	94.0	105.2	0.8
種 別 割		1,081,724	1,016,201	5,758	60,460	695	93.9	104.0	0.8
現年課税分	166,817	1,021,325	1,000,837	121	21,007	640	98.0	104.0	
原付自転車	40,700	86,348	84,616				98.0	98.9	
小型特殊	2,325	7,961	7,801				98.0	103.6	
軽自動車	114,314	870,332	852,873				98.0	104.7	
二輪の小型	9,478	56,684	55,547				98.0	101.7	
滞納繰越分		60,399	15,364	5,637	39,453	55	25.4	100.9	
環境性能割	674	11,478	11,478	0	0	0		皆増	0.0
市 た ば こ 税		4,358,893	4,358,942	0	6	55	100.0	102.0	3.3
現年課税分	11	4,358,893	4,358,942	0	6	55	100.0	102.0	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
入 湯 税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
事 業 所 税		3,175,273	3,170,941	0	5,624	1,292	99.9	101.6	2.4
現年課税分	865	3,170,160	3,170,495	0	957	1,292	100.0	101.6	
資産割	846	2,750,281	2,750,572				100.0	101.3	
従業者割	148	419,879	419,923				100.0	103.6	
滞納繰越分		5,113	446	0	4,667	0	8.7	22.4	
都 市 計 画 税		9,369,807	9,226,849	13,591	131,090	1,723	98.5	101.5	7.0
現年課税分	219,491	9,210,451	9,160,844	565	50,545	1,503	99.5	101.5	
土地	219,491	5,316,325	5,287,691				99.5	100.3	
家屋		3,894,126	3,873,153				99.5	103.1	
滞納繰越分		159,356	66,005	13,026	80,545	220	41.4	103.1	
現 年 課 税 分	1,036,282	130,998,573	129,905,577	10,672	1,122,808	40,484	99.17	102.5	99.1
滞 納 繰 越 分		3,029,088	1,192,719	234,275	1,604,375	2,281	39.38	103.6	0.9
市 税 総 計		134,027,661	131,098,296	244,947	2,727,183	42,765	97.81	102.5	100.0

(注)収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

(注)軽自動車税は、令和元年10月以降「種別割」に名称変更

市税の税目別決算額

(4)平成30年度

(単位:千円、%)

税目	平成30年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年度比	収入済額の構成割合
市民税		67,549,742	65,250,936	214,704	2,113,473	29,371	96.6	125.6	51.0
個人		60,811,752	58,580,449	188,099	2,062,910	19,706	96.3	129.7	45.8
現年課税分	369,487	58,621,673	57,793,824	3,400	843,398	18,949	98.6	130.3	
均等割	365,293	1,275,744	1,257,728				98.6	101.2	
所得割	356,139	57,345,929	56,536,096				98.6	131.1	
滞納繰越分		2,190,079	786,625	184,699	1,219,512	757	35.9	97.5	
法人		6,737,990	6,670,487	26,605	50,563	9,665	99.0	98.1	5.2
現年課税分	16,134	6,665,375	6,656,740	440	17,812	9,617	99.9	98.1	
均等割	16,134	1,759,189	1,756,910				99.9	98.4	
法人税割	6,372	4,906,186	4,899,830				99.9	98.0	
滞納繰越分		72,615	13,747	26,165	32,751	48	18.9	82.6	
固定資産税		45,938,189	45,179,833	89,305	682,247	13,196	98.3	100.7	35.3
純固定資産税		44,920,156	44,161,800	89,305	682,247	13,196	98.3	100.7	
現年課税分	253,193	44,121,877	43,891,994	4,550	238,193	12,860	99.5	100.9	
土地		19,256,121	19,139,104	4,529	234,800	10,669	99.4	101.2	
家屋	246,444	18,371,740	18,260,097				99.4	99.2	
償却資産	6,749	6,494,016	6,492,793	21	3,393	2,191	100.0	104.9	
滞納繰越分		798,279	269,806	84,755	444,054	336	33.8	82.2	
交付金	21	1,018,033	1,018,033	0	0	0	100.0	97.5	0.8
軽自動車税		1,043,598	977,306	5,660	61,306	674	93.6	104.4	0.8
現年課税分	165,630	983,868	962,081	234	22,126	573	97.8	104.3	
原付自転車	41,367	87,534	85,596				97.8	99.6	
小型特殊	2,282	7,704	7,533				97.8	101.9	
軽自動車	112,633	832,762	814,321				97.8	105.1	
二輪の小型	9,348	55,868	54,631				97.8	100.6	
滞納繰越分		59,730	15,225	5,426	39,180	101	25.5	111.1	
市たばこ税		4,272,456	4,272,462	0	0	6	100.0	98.7	3.3
現年課税分	11	4,272,456	4,272,462		0	6	100.0	98.7	
滞納繰越分		0	0		0	0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0		0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0		0	0	-	-	
入湯税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0		0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0		0	0	-	-	
事業所税		3,126,869	3,122,008	933	5,113	1,185	99.8	97.8	2.5
現年課税分	859	3,121,180	3,120,020	0	2,345	1,185	100.0	98.1	
資産割	842	2,715,847	2,714,838				100.0	98.3	
従業者割	146	405,333	405,182				100.0	96.5	
滞納繰越分		5,689	1,988	933	2,768	0	34.9	19.6	
都市計画税		9,266,871	9,089,916	18,450	161,161	2,656	98.1	100.4	7.1
現年課税分	217,989	9,081,060	9,025,876	1,093	56,666	2,575	99.4	100.5	
土地		5,302,415	5,270,193				99.4	101.6	
家屋	217,989	3,778,645	3,755,683				99.4	99.1	
滞納繰越分		185,811	64,040	17,357	104,495	81	34.5	85.2	
現年課税分	1,021,438	127,885,522	126,741,030	9,717	1,180,540	45,765	99.11	112.1	99.1
滞納繰越分		3,312,203	1,151,431	319,335	1,842,760	1,323	34.76	92.1	0.9
市税総計		131,197,725	127,892,461	329,052	3,023,300	47,088	97.48	111.8	100.0

(注)収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

(5) 平成29年度

(単位:千円、%)

税 目	平成29年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年比	収入済額の構成割合
市 民 税		54,400,091	51,959,033	194,576	2,268,305	21,823	95.5	102.5	45.4
個 人		47,529,895	45,158,762	189,214	2,195,217	13,298	95.0	101.0	39.5
現年課税分	365,352	45,057,659	44,352,185	2,683	715,184	12,393	98.4	101.3	
均等割	361,011	1,263,181	1,243,404				98.4	101.1	
所得割	352,348	43,794,478	43,108,781				98.4	101.3	
滞納繰越分		2,472,236	806,577	186,531	1,480,033	905	32.6	87.3	
法 人		6,870,196	6,800,271	5,362	73,088	8,525	99.0	113.0	5.9
現年課税分	16,048	6,794,544	6,783,630	119	19,224	8,429	99.8	113.0	
均等割	16,048	1,788,464	1,785,591				99.8	101.5	
法人税割	6,856	5,006,080	4,998,039				99.8	117.8	
滞納繰越分		75,652	16,641	5,243	53,864	96	22.0	97.3	
固 定 資 産 税		45,755,278	44,882,127	69,539	809,268	5,656	98.1	101.2	39.3
純固定資産税		44,711,221	43,838,070	69,539	809,268	5,656	98.0	101.3	38.4
現年課税分	251,111	43,787,738	43,509,904	1,793	281,405	5,364	99.4	101.3	
土 地	244,682	19,042,587	18,906,633	1,743	271,645	5,025	99.3	99.8	
家 屋		18,546,170	18,413,761				99.3	102.1	
償却資産	6,429	6,198,981	6,189,510	50	9,760	339	99.8	103.3	
滞納繰越分		923,483	328,166	67,746	527,863	292	35.5	101.5	
交付金	21	1,044,057	1,044,057	0	0	0	100.0	98.7	0.9
軽 自 動 車 税		1,000,643	936,073	4,808	60,099	337	93.5	105.2	0.8
現年課税分	164,732	946,723	922,370	204	24,439	290	97.4	105.0	
原付自転車	41,827	88,227	85,957				97.4	101.9	
小型特殊	2,259	7,587	7,392				97.4	98.0	
軽自動車	111,314	795,164	774,710				97.4	105.7	
二輪の小型	9,332	55,745	54,311				97.4	100.5	
滞納繰越分		53,920	13,703	4,604	35,660	47	25.4	119.6	
市 た ば こ 税		4,327,874	4,327,876	0	0	2	100.0	94.7	3.8
現年課税分	11	4,327,874	4,327,876	0	0	2	100.0	94.7	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
入 湯 税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
事 業 所 税		3,197,252	3,191,080	1,076	5,689	593	99.8	100.8	2.8
現年課税分	854	3,183,418	3,180,932	0	3,079	593	99.9	100.7	
資 産 割	840	2,763,251	2,761,091				99.9	100.5	
従業者割	152	420,167	419,841				99.9	101.7	
滞納繰越分		13,834	10,148	1,076	2,610	0	73.4	169.8	
都 市 計 画 税		9,255,838	9,053,331	15,924	187,862	1,279	97.8	100.8	7.9
現年課税分	216,254	9,042,727	8,978,167	419	65,350	1,209	99.3	100.8	
土 地	216,254	5,226,666	5,189,350				99.3	99.9	
家 屋		3,816,061	3,788,817				99.3	102.1	
滞納繰越分		213,111	75,164	15,505	122,512	70	35.3	98.0	
現 年 課 税 分	1,014,383	114,184,740	113,099,121	5,218	1,108,681	28,280	99.05	101.6	98.9
滞 納 繰 越 分		3,752,236	1,250,399	280,705	2,222,542	1,410	33.32	92.1	1.1
市 税 総 計		117,936,976	114,349,520	285,923	3,331,223	29,690	96.96	101.5	100.0

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

8. 市税の徴収に関する経費

(単位:千円)

区 分		年 度	H30	R1	R2	R3
税 収 入 額	(1) 市 税		127,892,461	131,098,296	131,083,049	129,575,345
	(2) 個 人 の 県 民 税		17,884,674	16,098,384	16,082,519	15,971,251
	(3) 合 計		145,777,135	147,196,680	147,165,568	145,546,596
徴 税 費	人 件 費	(4) 基 本 給	781,122	773,748	760,368	749,493
		(5) 諸 手 当	576,948	583,918	584,459	559,242
		ア 超 過 勤 務 手 当	73,518	73,701	83,532	78,862
		イ そ の 他 の 手 当	503,430	510,217	500,927	480,380
		(6) 共 済 組 合 負 担 金 等	262,563	258,393	246,188	264,951
		(7) 報 酬	0	0	74,014	79,965
		(8) そ の 他	398	128	185	227
		(9) 小 計	1,621,031	1,616,187	1,665,214	1,653,878
	需 用 費	(10) 旅 費	716	408	1,325	2,845
		(11) 賃 金	41,885	57,805	0	0
		(12) そ の 他	460,367	555,974	480,336	427,059
		(13) 小 計	502,968	614,187	481,661	429,904
	報 奨 金 等	(14) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0	0	0
		(15) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0	0
		(16) 納 税 奨 励 金	0	0	0	0
		(17) そ の 他	439	611	633	105
		(18) 小 計	439	611	633	105
		(19) そ の 他	19,026	21,107	25,608	28,670
	(20) 合 計		2,143,464	2,252,092	2,173,116	2,112,557
県 税 徴 収 取 扱 委 託 金	(21) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額		1,115,940	1,109,426	1,124,005	1,127,184
	(22) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額					
	(23) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額		0	0	0	0
	(24) 合 計		1,115,940	1,109,426	1,124,005	1,127,184
市 税 に 係 る 徴 税 費	(25) (20) - (24)		1,027,524	1,142,666	1,049,111	985,373
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 割 合	(26) 全 体 の 徴 税 割 合 $\frac{(20)}{(3)}$		1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
	(27) 市 税 の 徴 税 割 合 $\frac{(25)}{(1)}$		0.8%	0.9%	0.8%	0.8%
徴 税 職 員 等 の 数			234人	216人	218人	249人

9. 市民税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円、%)

年 度 区 分		H30		R1		R2		R3	
		納 税 義 務 者	調 定 額	納 税 義 務 者	調 定 額	納 税 義 務 者	調 定 額	納 税 義 務 者	調 定 額
個 人	特別徴収（給与）								
	均 等 割	224,498	796,981	228,738	811,718	233,428	826,284	235,991	836,399
	所 得 割	221,607	42,059,877	225,818	44,569,461	230,355	45,050,178	232,780	44,558,106
	計	224,710	42,856,858	228,871	45,381,179	233,524	45,876,462	236,079	45,394,505
	対 前 年 比	101.8	129.3	101.9	105.9	102.0	101.1	101.1	98.9
	特別徴収（年金）								
	均 等 割	29,460	114,874	29,929	112,951	30,347	116,529	30,971	118,145
	所 得 割	26,986	2,570,223	27,382	2,455,402	27,334	2,458,042	27,910	2,468,171
	計	29,476	2,685,097	29,945	2,568,353	30,347	2,574,571	30,972	2,586,316
	対 前 年 比	95.7	122.9	101.6	95.7	101.3	100.2	102.1	100.5
	普 通 徴 収								
	均 等 割	111,335	363,889	111,576	368,864	111,004	366,548	107,955	355,216
	所 得 割	107,546	12,715,829	109,933	12,614,557	106,901	12,673,962	103,935	12,744,900
	計	115,301	13,079,718	118,114	12,983,421	115,203	13,040,510	111,921	13,100,116
	対 前 年 比	101.3	134.5	102.4	99.3	97.5	100.4	97.2	100.5
	計								
	均 等 割	365,293	1,275,744	370,243	1,293,533	374,779	1,309,361	374,917	1,309,760
	所 得 割	356,139	57,345,929	363,133	59,639,420	364,590	60,182,182	364,625	59,771,177
	計	369,487	58,621,673	376,930	60,932,953	379,074	61,491,543	378,972	61,080,937
	対 前 年 比	101.1	130.1	102.0	103.9	100.6	100.9	100.0	99.3
法 人	均 等 割	16,134	1,759,189	16,181	1,799,427	16,198	1,773,681	16,442	1,729,211
	法 人 税 割	6,372	4,906,186	6,448	4,703,316	6,311	3,785,149	6,496	3,030,809
	計	16,134	6,665,375	16,181	6,502,743	16,198	5,558,830	16,442	4,760,020
	対 前 年 比	100.5	98.1	100.3	97.6	100.1	85.5	101.5	85.6
合 計		385,621	65,287,048	393,111	67,435,696	395,272	67,050,373	395,414	65,840,957
対 前 年 度 比		101.1	125.9	101.9	103.3	100.5	99.4	100.0	98.2

(注) 各年度の決算額

(注) 平成30年度の個人市民税の増額理由は、県費負担教職員の税源移譲の影響によるもの

(2)減免状況

(単位:円)

事 由 区 分	H30		R1		R2		R3	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
生 活 保 護	310	14,344,800	346	16,469,700	354	15,778,820	301	12,719,700
生 活 困 窮 (失 業 等)	6	340,400	5	357,600	13	531,240	19	882,050
公 益 社 団 ・ 財 団 法 人	24	1,562,400	22	1,550,000	24	1,650,000	23	1,600,000
そ の 他 (N P O 法 人 、 災 害 等)	131	6,556,100	134	6,464,000	125	6,008,460	116	5,904,080
計	471	22,803,700	507	24,841,300	516	23,968,520	459	21,105,830

(注)各年度の決算額

《 個人市民税 》

◎納税義務者等の調(令和4年度)

(単位:千円)

区 分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納 税 義 務 者	均等割額	納 税 義 務 者	所得割額	納 税 義 務 者	均等割額	所得割額
給 与 所 得 者	6,295	22,032	—	—	290,876	1,018,066	50,002,241
営 業 等 所 得 者	1,302	4,557	—	—	12,631	44,209	2,817,323
農 業 所 得 者	11	39	—	—	35	122	4,936
そ の 他 の 所 得 者	7,475	26,163	—	—	55,416	193,956	7,309,358
家屋敷等のみ	164	574	—	—	—	—	—
計	15,247	53,365	—	—	358,958	1,256,353	60,133,858

(単位:千円、%)

区 分	合 計						納 税 義 務 者 構 成 比
	均等割を納める者		所得割を納める者		納 税 義 務 者	税 額	
	納 税 義 務 者	均等割額	納 税 義 務 者	所得割額			
給 与 所 得 者	297,171	1,040,098	290,876	50,002,241	297,171	51,042,339	79.4
営 業 等 所 得 者	13,933	48,766	12,631	2,817,323	13,933	2,866,089	3.8
農 業 所 得 者	46	161	35	4,936	46	5,097	0.0
そ の 他 の 所 得 者	62,891	220,119	55,416	7,309,358	62,891	7,529,477	16.8
家屋敷等のみ	164	574	—	—	164	574	0.0
計	374,205	1,309,718	358,958	60,133,858	374,205	61,443,576	100.0

(注)市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

◎総所得金額等に関する調（分離課税対象者分を除く）

年 度 区 分		H30		R1		R2		R3		R4	
		所得額等	構成（％）	所得額等	構成（％）	所得額等	構成（％）	所得額等	構成（％）	所得額等	構成（％）
給 与 所 得	所 得 者 数 （ 人 ）	277,994	80.8	282,877	81.2	286,313	81.4	286,010	81.2	289,173	81.5
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	954,584,671	85.3	977,971,932	85.6	989,533,032	85.8	1,008,909,939	85.6	1,033,569,863	85.4
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	3,433,832	-	3,457,234	-	3,456,123	-	3,527,534	-	3,574,227	-
営 業 等 所 得	所 得 者 数 （ 人 ）	12,690	3.7	12,578	3.6	12,601	3.6	13,146	3.8	12,525	3.5
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	43,152,245	3.9	43,884,487	3.9	44,946,384	3.9	47,337,117	4.0	52,091,355	4.3
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	3,400,492	-	3,488,988	-	3,566,890	-	3,600,876	-	4,158,990	-
農 業 所 得	所 得 者 数 （ 人 ）	46	0.0	44	0.0	44	0.0	38	0.0	35	0.0
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	148,921	0.0	119,766	0.0	148,645	0.0	110,697	0.0	103,914	0.0
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	3,237,413	-	2,721,955	-	3,378,296	-	2,913,079	-	2,968,971	-
そ の 他 の 所 得	所 得 者 数 （ 人 ）	53,177	15.5	53,001	15.2	52,839	15.0	52,989	15.0	53,057	15.0
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	120,740,417	10.8	120,141,843	10.5	119,313,506	10.3	123,028,172	10.4	124,374,422	10.3
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	2,270,538	-	2,266,785	-	2,258,058	-	2,321,768	-	2,344,166	-
合 計	所 得 者 数 （ 人 ）	343,907	100.0	348,500	100.0	351,797	100.0	352,183	100.0	354,790	100.0
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	1,118,626,254	100.0	1,142,118,028	100.0	1,153,941,567	100.0	1,179,385,925	100.0	1,210,139,554	100.0
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	3,252,700	-	3,277,240	-	3,280,135	-	3,348,787	-	3,410,862	-
市 民 1 人 当 り 総 所 得 額（ 円 ）		1,547,869	-	1,579,992	-	1,596,497	-	1,631,020	-	1,666,801	-
1 世 帯 当 り 総 所 得 額（ 円 ）		3,499,754	-	3,529,555	-	3,523,357	-	3,550,218	-	3,583,804	-

（注）市町村税課税状況等の調（各年度7月1日現在） なお、各年度の数値は、前年中の所得に対する課税状況

（注）人口・世帯は各年1月1日現在

令和4年1月1日現在	人口 726,025 人
	世帯 337,669 世帯

◎課税標準段階別所得割額の調（分離課税対象者分を含む）

（単位：千円、％）

区 分	納税義務者 (A)	総所得金額等 (B)	所得割額 (C)	対 前 年 度 比			構成比 (A)
				(A)	(B)	(C)	
平 成 29 年 度	342,696	1,158,920,615	43,102,962	101.2	101.5	100.5	－
平 成 30 年 度	348,076	1,188,278,846	58,509,331	101.6	102.5	135.7	－
令 和 元 年 度	352,220	1,200,154,317	58,943,814	101.2	101.0	100.7	－
令 和 2 年 度	355,444	1,214,482,035	59,501,884	100.9	101.2	100.9	－
令 和 3 年 度	355,983	1,236,324,308	58,099,411	100.2	101.8	97.6	－
令 和 4 年 度	358,958	1,279,057,104	60,133,858	100.8	103.5	103.5	－
課税標準段階別							
10 万 円 以 下 の 金 額	12,177	19,392,371	422,738	97.1	114.8	129.9	3.4
10万円を超え100万円以下	105,833	160,225,768	4,552,210	98.8	99.6	99.4	29.5
100 " 200 "	102,437	267,192,083	11,262,587	99.2	99.2	99.0	28.5
200 " 300 "	62,468	242,932,040	11,346,463	102.3	102.5	102.1	17.4
300 " 400 "	32,020	166,249,195	8,346,243	105.0	103.8	103.6	8.9
400 " 550 "	23,185	155,887,505	8,230,420	104.5	105.1	104.1	6.5
550 " 700 "	8,610	72,678,790	4,018,986	105.6	105.6	104.4	2.4
700 " 1,000 "	6,914	74,880,086	4,392,881	109.7	107.8	107.9	1.9
1,000万円を超える金額	5,314	119,619,266	7,561,330	109.3	113.7	111.0	1.5
所得区分別							
給 与 所 得 者	289,173	1,033,569,863	49,155,759	101.1	102.4	102.2	80.6
営 業 等 所 得 者	12,525	52,091,355	2,763,614	95.3	110.0	116.2	3.5
農 業 所 得 者	35	103,914	4,936	92.1	93.9	103.3	0.0
そ の 他 の 所 得 者	53,057	124,374,422	5,203,926	100.1	101.1	101.5	14.8
分 離 課 税 対 象 者	4,168	68,917,550	3,005,623	109.7	121.0	120.4	1.2

（注）市町村税課税状況等の調（各年度7月1日現在） なお、各年度の数値は、前年中の所得に対する課税状況

《法人市民税》

◎資本金等の金額別納税義務者及び調定額（令和3年度）

区 分 資本金等の金額別	均等割と法人税割のもの				均等割
	法人数	均等割額	法人税割額	計	法人数
1,000万円以下	4,489	296,407	692,071	988,478	8,497
1,000万円を超え1億円以下	1,181	174,026	535,455	709,481	1,052
1億円を超え10億円以下	402	99,351	711,090	810,441	225
うち5億円未満	282	67,056	283,122	350,178	171
10億円を超え50億円以下	181	138,499	293,587	432,086	72
50億円超	243	293,332	798,606	1,091,938	100
合 計	6,496	1,001,615	3,030,809	4,032,424	9,946

※ 地方税法に規定する資本金等の額を基に集計

(単位:千円、%)

のみのもの	合 計					
	均等割額	法 人 数	構 成 比	均 等 割 額	法 人 税 割 額	計 構 成 比
	422,079	12,986	78.9	718,485	692,071	1,410,556 29.6
	135,605	2,233	13.6	309,631	535,455	845,086 17.8
	46,931	627	3.8	146,282	711,090	857,372 18.0
	36,069	453	2.8	103,125	283,122	386,247 8.1
	38,291	253	1.6	176,790	293,587	470,377 9.9
	84,691	343	2.1	378,023	798,606	1,176,629 24.7
	727,597	16,442	100.0	1,729,211	3,030,809	4,760,020 100.0

◎資本金等の金額別超過額（令和3年度）

(単位:千円、%)

資本金等の金額		税率 (※1)	納税義務者 (※2)	調定額 A	標準税率 B	超過額 A-B	構成比 (A-B)/A
5億円未満		6.0% (9.7%)	15,672 5,952	1,510,648	1,510,648	0	0.0
超 過 税 率	うち5億円以上 10億円未満	7.2% (10.9%)	174 120	427,968	386,049	41,919	9.8
	うち10億円以上	8.4% (12.1%)	596 424	1,092,193	902,130	190,063	17.4
	小計 (対象法人)		770 544	1,520,161	1,288,179	231,982	15.3
合計			16,442 6,496	3,030,809	2,798,827	231,982	7.7
納税義務者のうち、超過税率 対象法人が占める割合			4.7 8.4				

※1 上段:令和元年10月1日以降に開始した事業年度、下段:令和元年9月30日以前に開始した事業年度

※2 上段:納税義務者数、下段:均等割と法人税割のある納税義務者数

◎法人業種別納税義務者（令和3年度）

区 分	法 人 数		資 本 金 等 の 金 額 別 法 人 数					
			1,000万円 以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超10億円以下		10億円超 50億円以下	5 0 億 円 超
		構 成 比				うち5億円未満		
農 業 ・ 林 業	95	0.6	77	16	2	2	0	0
漁 業	0	0.0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	2	0.0	1	1	0	0	0	0
建 設 業	3,200	19.5	2,778	334	33	25	15	40
製 造 業	1,967	12.0	1,381	376	97	73	40	73
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	19	0.1	13	2	2	2	1	1
情 報 通 信 業	130	0.7	112	12	2	2	1	3
運 輸 業 ・ 郵 便 業	564	3.4	308	187	36	26	10	23
卸 売 業 ・ 小 売 業	3,153	19.1	2,277	492	199	143	88	97
金 融 業 ・ 保 険 業	190	1.2	123	8	8	5	8	43
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	1,680	10.2	1,487	132	32	19	16	13
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サービス 業	2,069	12.6	1,769	211	63	46	17	9
宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業	799	4.9	625	81	54	37	23	16
生 活 関 連 サービス 業 ・ 娯 楽 業	514	3.1	409	58	31	23	11	5
教 育 ・ 学 習 支 援 業	83	0.5	71	10	1	0	1	0
医 療 ・ 福 祉	900	5.5	719	129	39	29	7	6
複 合 サービス 業	58	0.4	34	18	3	1	0	3
サ ー ビ ス 業	897	5.5	698	153	22	17	14	10
公 務	2	0.0	1	0	0	0	0	1
分 類 不 能 産 業	120	0.7	103	13	3	3	1	0
合 計	16,442	100.0	12,986	2,233	627	453	253	343
構 成 比	-	-	79.0	13.6	3.8	2.8	1.5	2.1

10. 固定資産税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円)

年 度 区 分		H30		R1		R2		R3	
		納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
固定資産税	土地	246,444	19,256,121	247,949	19,274,508	249,154	19,230,339	250,880	19,066,089
	家屋		18,371,740		18,940,789		19,387,738		18,740,448
	償却資産	6,749	6,494,016	7,343	6,559,689	7,626	6,815,681	6,997	6,589,884
	計	253,193	44,121,877	255,292	44,774,986	256,780	45,433,758	257,877	44,396,421
交付金	国有	8	491,689	8	485,738	7	478,513	7	472,949
	県有等	13	526,344	13	529,845	13	540,558	13	540,943
	計	21	1,018,033	21	1,015,583	20	1,019,071	20	1,013,892
合 計		253,214	45,139,910	255,313	45,790,569	256,800	46,452,829	257,897	45,410,313

(注)各年度の決算額

(2) 資産別納税義務者数(令和4年度)

区 分	納 税 義 務 者 数		
	総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
土 地	179,569	9,380	170,189
家 屋	222,210	1,698	220,512
償 却 資 産	16,837	10,084	6,753

(注)令和4年度固定資産概要調書(令和4年1月1日現在)

(3) 土地に関する概要(令和4年度)

区 分 地 目			地 積				決	
			総 地 積 (イ)=(ロ)+(ハ) (㎡)	非課税地積 (ロ) (㎡)	評価総地積 (ハ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ニ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ホ)=(ハ)-(ニ) (㎡)	総 額 (ヘ) (千円)
田			1,360,820	7,693	1,353,127	146,631	1,206,496	405,252
畑			18,541,744	327,778	18,213,966	2,548,586	15,665,380	68,709,354
宅 地	住宅 用地	小規模住宅 用地			29,695,370	99,498	29,595,872	2,707,964,788
		一般住宅 用地			6,273,323	3,263	6,270,060	352,069,313
	非住宅用地				12,009,882	836	12,009,046	845,653,025
	計		53,015,101	5,036,526	47,978,575	103,597	47,874,978	3,905,687,126
塩 田			0	0				
鉱 泉 地			0	0	0	0	0	0
池 沼			6,086,854	6,086,854	0	0	0	0
山 林			68,598,167	11,167,876	57,430,291	5,839,170	51,591,121	4,959,330
牧 場			0	0	0	0	0	0
原 野			8,090,264	3,959,146	4,131,118	471,895	3,659,223	64,833
雑 種 地	ゴルフ場の用地		7,786,723	8,147	7,778,576	237	7,778,339	28,178,377
	遊園地等の用地		968,681	17,420	951,261	0	951,261	1,236,639
	鉄 軌 道 用 地		1,008,207	64,715	943,492	0	943,492	39,258,645
	その他の雑種地		12,340,040	3,808,531	8,531,509	311,988	8,219,521	384,773,360
	計		22,103,651	3,898,813	18,204,838	312,225	17,892,613	453,447,021
そ の 他			161,272,952	161,272,952				
合 計			339,069,553	191,757,638	147,311,915	9,422,104	137,889,811	4,433,272,916

(注) 令和4年度固定資産概要調書(令和4年1月1日現在)

定 価 格			筆 数					単位当たり価格	
法定免税点 未満のもの (ト) (千円)	法定免税点 以上のもの (チ)=(ヘ)-(ト) (千円)	(チ)にかかる 課税標準額 (リ) (千円)	総筆数 (ヌ)=(ル)+(ヲ) (ル)	非課税地 筆 数 (ル)	評 価 総筆数 (ヲ)	法定免税 点未満の もの (リ)	法定免税 点以上の もの (カ)=(ヲ)-(リ)	平均価格 (ヨ)= $\frac{(ヘ)}{(ハ)}$ (円/㎡)	最高価格 (タ) (円/㎡)
13,304	391,948	201,178	2,870	55	2,815	340	2,475	299	55,800
130,492	68,578,862	25,207,400	36,747	882	35,865	5,217	30,648	3,772	197,400
1,698,895	2,706,265,893	441,911,605			228,101	2,722	225,379	91,191	681,323
55,883	352,013,430	115,803,403			51,695	354	51,341	56,122	283,000
5,724	845,647,301	524,226,091			19,550	38	19,512	70,413	719,271
1,760,502	3,903,926,624	1,081,941,099	303,795	4,449	299,346	3,114	296,232	81,405	719,271
			0	0					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	5,859	5,859	0	0	0	0	0
108,465	4,850,865	2,744,950	40,805	4,469	36,336	6,544	29,792	86	134,200
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,852	56,981	56,978	6,153	509	5,644	1,033	4,611	16	46
329	28,178,048	19,635,149	2,932	12	2,920	5	2,915	3,623	17,000
0	1,236,639	845,671	313	1	312	0	312	1,300	1,300
0	39,258,645	22,887,716	3,199	107	3,092	0	3,092	41,610	523,248
55,909	384,717,451	241,352,998	38,887	8,757	30,130	1,874	28,256	45,100	419,900
56,238	453,390,783	284,721,534	45,331	8,877	36,454	1,879	34,575	24,908	523,248
			193,983	193,983					
2,076,853	4,431,196,063	1,394,873,139	635,543	219,083	416,460	18,127	398,333	30,094	

(4) 家屋に関する概要(令和4年度)

区 分		個 人 が 所 有 す る 家 屋			法 人
		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数
棟 数	木 造	152,442	1,836	150,606	3,427
	木 造 以 外	37,217	236	36,981	9,065
	計	189,659	2,072	187,587	12,492
床 面 積	木 造	15,563,247	89,625	15,473,622	462,425
	木 造 以 外	10,932,764	4,758	10,928,006	8,676,397
	計 (㎡)	26,496,011	94,383	26,401,628	9,138,822
決 定 価 格	木 造	461,129,930	126,108	461,003,822	16,078,811
	木 造 以 外	542,591,577	26,538	542,565,039	441,068,903
	計 (千円)	1,003,721,507	152,646	1,003,568,861	457,147,714
単 位 当 り 価 格 (㎡ 当 り)	木 造	29,629	1,407	29,793	34,771
	木 造 以 外	49,630	5,578	49,649	50,835
	計 (円)	37,882	1,617	38,012	50,023

(注) 単位当たり価格＝決定価格÷床面積

(注) 令和4年度固定資産概要調書(令和4年1月1日現在)

非 課 税 家 屋	
棟 数	2,101
床 面 積 (㎡)	2,268,255

(注) 令和4年度固定資産概要調書(令和4年1月1日現在)

が 所 有 す る 家 屋		合 計		
法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
17	3,410	155,869	1,853	154,016
22	9,043	46,282	258	46,024
39	12,453	202,151	2,111	200,040
739	461,686	16,025,672	90,364	15,935,308
580	8,675,817	19,609,161	5,338	19,603,823
1,319	9,137,503	35,634,833	95,702	35,539,131
2,052	16,076,759	477,208,741	128,160	477,080,581
2,762	441,066,141	983,660,480	29,300	983,631,180
4,814	457,142,900	1,460,869,221	157,460	1,460,711,761
2,777	34,822	29,778	1,418	29,939
4,762	50,839	50,163	5,489	50,175
3,650	50,029	40,996	1,645	41,102

(5) 償却資産に関する概要(令和4年度)

種 類		決 定 価 格
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	104,367,932
	機 械 及 び 装 置	147,847,303
	船 舶	351,253
	航 空 機	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,712,386
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	128,632,174
	小 計 (ロ)	382,911,048
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	105,059,858
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,674
	小 計 (ハ)	105,064,532
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ニ)		0
合 計 (ロ) + (ハ) + (ニ)		487,975,580
同 上 内 訳	市 町 村 分 の 額	
	道 府 県 分 の 額	

(注) 令和4年度固定資産概要調書(令和4年1月1日現在)

市長が価格等を決定したもののうち課税標準の

区 分	法第349条の3 第 2 項 (ガス事業用資産)	法第349条の3 第 9 項 (日本放送協会)	法第349条の3 第 15 項 (宇宙航空研究 開発機構)	法第349条の3 第 19 項 (新エネルギー・産 業技術総合開 発機構)	法附則第15条 第 2 項 (公共の危害防 止施設等)	法附則第15条 第2項1,5号 (公共の危害防止 施設等【わがまち 特例適用分】)	法附則第15条 第 8 項 (低公害車燃料 等供給施設)	法附則第15条 第 31 項 (無電柱化)
決 定 価 格	15,693	81,169	57,053	127,625	172,143	133,022	209,645	7,671
課税標準額	9,938	40,585	21,663	42,542	51,837	48,278	157,234	4,221

(注) 令和4年度固定資産概要調書(令和4年1月1日現在)

(単位:千円)

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ) 以外 の も の
104,061,224	187,718	103,873,506
142,436,573	427,354	142,009,219
351,253	0	351,253
0	0	0
1,712,386	0	1,712,386
128,571,511	8,135	128,563,376
377,132,947	623,207	376,509,740
99,905,485		
4,674		
99,910,159		
0		
477,043,106		
477,043,106		
0		

特例規定の適用を受けるもの

(単位:千円)

法附則第15条 第 33 項 (特定事業所内保育 施設【わがまち特例 適用分】)	法附則第15条 旧 第 3 項 (公害防止設備)	法附則第15条 旧 第 31 項 (熱電併給型動力 発生装置)	法附則第15条 旧 第 41 項 (先端設備等)	法附則第15条 旧 第 43 項 (経営力向上 設備等)	法附則第64条 (新型コロナ 先端設備等)
181,882	923	53,410	4,225,572	274,031	861,469
60,627	308	48,959	0	137,015	0

(6) 土地・家屋価格等縦覧帳簿縦覧及び評価審査状況調

ア. 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧、固定資産課税台帳閲覧状況

(単位:人)

年度	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧者数			固定資産課税 台帳閲覧者数
	土地のみ	家屋のみ	土地及び家屋	
H30	7	1	9	676
R1	15	4	13	601
R2	5	5	12	471
R3	10	3	13	521
R4	5	0	18	552

イ. 評価審査状況

(単位:人、件)

年度	固定資産 の別	審査申出 人数	審査申出 件数	取 下	審査結果		
					却 下	認 容	棄 却
H30	土 地	5	5	2	-	1	2
	家 屋	2	2	-	-	1	1
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	7	7	2	-	2	3
R1	土 地	-	-	-	-	-	-
	家 屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
R2	土 地	1	1	-	-	-	1
	家 屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	1	1	-	-	-	1
R3	土 地	2	2	-	-	-	2
	家 屋	1	1	-	-	1	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	3	3	-	-	1	2
R4	土 地	4	3	-	-	-	1
	家 屋	1	1	-	-	-	-
	償却資産	0	0	-	-	-	-
	計	5	4	-	-	-	1

(注) 令和3年度までは完結、令和4年度は7月末時点の件数

(7) 減免状況

(単位:円)

年度 事由区分	H30		R1		R2		R3	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
生 活 保 護	548	6,629,930	555	6,934,402	577	7,114,748	618	7,574,830
災 害	33	933,433	296	1,384,370	6	543,013	20	424,106
そ の 他 (子どもの広場等)	2,033	249,260,389	2,083	255,759,764	2,047	250,551,058	2,026	252,270,384
計	2,614	256,823,752	2,934	264,078,536	2,630	258,208,819	2,664	260,269,320

(注) 各年度の決算額

(8) 国有資産等所在市町村交付金

(単位:円)

年 度	区 分	台 帳 価 格			計	調 定 額
		土 地	家 屋	償 却 資 産		
H 30	国 有	13,972,244,933	3,024,435,446	24,984,962,318	41,981,642,697	491,689,000
	県 有 等	42,868,011,600	16,420,027,646	14,672,033,931	73,960,073,177	526,344,100
	計	56,840,256,533	19,444,463,092	39,656,996,249	115,941,715,874	1,018,033,100
R 1	国 有	14,054,912,982	3,728,948,440	24,280,541,838	42,064,403,260	485,738,500
	県 有 等	42,219,679,824	16,305,701,977	15,804,984,973	74,330,366,774	529,844,600
	計	56,274,592,806	20,034,650,417	40,085,526,811	116,394,770,034	1,015,583,100
R 2	国 有	14,070,926,455	4,120,070,250	23,620,259,682	41,811,256,387	478,513,400
	県 有 等	42,735,343,474	15,927,100,046	15,490,971,804	74,153,415,324	540,557,700
	計	56,806,269,929	20,047,170,296	39,111,231,486	115,964,671,711	1,019,071,100
R 3	国 有	14,251,595,796	4,675,373,711	22,973,432,637	41,900,402,144	472,949,000
	県 有 等	43,357,174,695	15,821,377,539	15,297,799,964	74,476,352,198	540,943,200
	計	57,608,770,491	20,496,751,250	38,271,232,601	116,376,754,342	1,013,892,200
R 4	国 有	14,366,681,516	4,451,238,385	22,321,753,171	41,139,673,072	462,488,400
	県 有 等	47,263,400,972	15,927,708,473	14,718,315,125	77,909,424,570	590,143,100
	計	61,630,082,488	20,378,946,858	37,040,068,296	119,049,097,642	1,052,631,500

(注) 令和3年度までは決算額、令和4年度は決算見込額

1 1. 軽自動車税

(1) 調定額等の推移

ア 種別割

(単位:千円)

年 度 区 分			H30		R1		R2		R3		
			台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額	
原動機付自転車	50 cc 以下		28,842	57,628	27,828	55,608	26,832	53,618	26,445	52,844	
	ミ ニ カ ー		580	2,142	583	2,150	586	2,157	579	2,131	
	50 cc を 超 え 90 cc 以下		2,203	4,410	2,174	4,348	2,125	4,250	2,103	4,206	
	90 cc を 超 え 125 cc 以下		9,733	23,350	10,104	24,237	10,566	25,346	11,179	26,818	
	米 軍		9	4	11	5	9	5	12	6	
	計		41,367	87,534	40,700	86,348	40,118	85,376	40,318	86,005	
軽自動車	二輪車	一 般	9,637	34,671	9,822	35,337	9,929	35,723	10,139	36,483	
		米 軍	6	6	13	13	11	11	10	10	
	三 輪 車		12	54	15	67	13	58	12	55	
	四輪車	乗用	一 般	78,593	683,558	79,992	718,513	80,883	750,658	82,377	787,489
			米 軍	98	294	131	393	159	477	165	495
		貨物	一 般	24,278	114,152	24,331	115,979	24,417	118,041	24,605	120,383
			米 軍	9	27	10	30	19	57	17	51
	計		112,633	832,762	114,314	870,332	115,431	905,025	117,325	944,966	
小型特殊自動車	農 耕 用		1,477	2,954	1,476	2,952	1,440	2,880	1,449	2,898	
	そ の 他 の も の		805	4,750	849	5,009	859	5,068	866	5,109	
	計		2,282	7,704	2,325	7,961	2,299	7,948	2,315	8,007	
二輪の小型自動車		一 般	9,310	55,830	9,446	56,652	9,571	57,390	9,794	58,728	
		米 軍	38	38	32	32	40	40	43	43	
		計	9,348	55,868	9,478	56,684	9,611	57,430	9,837	58,771	
合 計		一 般	165,470	983,499	166,620	1,020,852	167,221	1,055,189	169,548	1,097,144	
		米 軍	160	369	197	473	238	590	247	605	
		計	165,630	983,868	166,817	1,021,325	167,459	1,055,779	169,795	1,097,749	
対 前 年 度 比			100.5	103.9	100.7	103.8	100.4	103.4	101.4	104.0	

(注)各年度の決算額

(注)表中米軍は「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例」等に基づき課税したもの

イ 環境性能割

(単位:千円)

区 分 \ 年 度		H30		R1		R2		R3	
		台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額
三輪以上の軽自動車		—	—	674	11,478	2,440	41,576	2,914	50,395

(2) 減免状況

(単位:円)

事由区分 \ 年 度	H30		R1		R2		R3	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
身 体 障 害 者	1,745	14,689,500	1,821	15,959,200	1,862	16,972,300	1,869	17,398,800
そ の 他	141	942,600	152	1,059,800	168	1,231,500	164	1,204,900
合 計	1,886	15,632,100	1,973	17,019,000	2,030	18,203,800	2,033	18,603,700

(注)各年度の決算額

12. 市たばこ税

(1) 調定額等の推移

(単位:千本、千円、%)

区 分 \ 年 度		H30	R1	R2	R3
売 渡 し 本 数	旧 3 級 品 以 外	765,734	756,283	738,823	733,651
	旧 3 級 品	26,038	13,385	0	0
	計	791,772	769,668	738,823	733,651
調 定 額	旧 3 級 品 以 外	4,169,805	4,304,927	4,340,645	4,628,473
	旧 3 級 品	102,651	53,966	0	0
	計	4,272,456	4,358,893	4,340,645	4,628,473
対 前 年 度 比	売 渡 し 本 数	94.8	97.2	96.0	99.3
	調 定 額	98.7	102.0	99.6	106.6

(注)各年度の決算額

13. 特別土地保有税

※平成15年度以降課税停止(地方税法附則第31条)

14. 入湯税

※相模原市は、これまで課税実績がありません

15. 事業所税

(1) 調定額等の推移

(単位: ㎡、千円、人)

区 分 \ 年 度		H30	R1	R2	R3
資 産 割	申 告 件 数	861	863	862	860
	事 業 所 床 面 積	5,719,855	5,860,170	5,723,500	5,966,278
	課 税 標 準 額	4,526,469	4,580,853	4,482,146	4,513,828
	調 定 額	2,715,847	2,750,281	2,698,446	2,715,103
従 業 者 割	申 告 件 数	148	150	155	156
	従 業 者 給 与 総 額	172,010,769	180,373,971	178,454,082	177,010,266
	課 税 標 準 額	162,136,299	167,954,502	166,225,853	164,662,283
	調 定 額	405,333	419,879	415,557	411,648
計	申 告 件 数	880	883	879	878
	調 定 額	3,121,180	3,170,160	3,114,003	3,126,751

(注) 各年度の決算額

(2) 減免状況

(単位: 円)

区 分 \ 年 度		H30		R1		R2		R3	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
指 定 自 動 車 教 習 所		2	770,922	2	770,922	2	770,922	1	442,341
一般貸切旅客自動車運送事業		0	0	0	0	0	0	0	0
酒 類 の 保 管 倉 庫		4	2,783,490	4	2,467,848	4	2,458,962	4	2,310,105
織 物 等 の 保 管 倉 庫		2	1,355,214	2	1,415,268	2	1,415,268	2	1,415,268
農産業者の共同利用施設		0	0	1	1,105,380	1	907,812	1	1,056,576
旧中小企業進行事業団法		0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫業の用に供する倉庫		26	42,538,917	26	40,183,985	31	45,994,031	31	47,552,444
タクシー事業の用に供するもの		1	564,685	2	641,652	1	837,249	1	1,050,877
果実飲料、炭酸飲料の保管倉庫		0	0	0	0	0	0	0	0
家 具 の 保 管 倉 庫		6	1,224,837	6	1,224,837	5	1,022,136	6	1,238,037
ビルの室内清掃、設備管理		2	216,022	1	80,466	1	81,176	1	77,436
漬 物 の 製 造 施 設		0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者が管理する公の施設		0	0	0	0	0	0	0	0
古紙回収の事業に供する施設		4	1,321,152	4	1,321,152	4	1,321,152	3	1,267,152
その他市長が認める場合		0	0	0	0	0	0	0	0
計		47	50,775,239	48	49,211,510	51	54,808,708	50	56,410,236

(注) 各年度の決算額

16. 都市計画税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円)

年 度 区 分	H30		R1		R2		R3	
	納 税 義務者数	調定額	納 税 義務者数	調定額	納 税 義務者数	調定額	納 税 義務者数	調定額
土地	217,989	5,302,415	219,491	5,316,325	220,709	5,304,716	222,469	5,266,332
家屋		3,778,645		3,894,127		3,989,293		3,875,041
計	217,989	9,081,060	219,491	9,210,452	220,709	9,294,009	222,469	9,141,373

(注)各年度の決算額

(2) 減免状況

(単位:円)

年 度 事由区分	H30		R1		R2		R3	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
生 活 保 護	337	1,323,676	337	1,352,437	351	1,334,538	401	1,522,611
災 害	31	194,858	18	37,516	3	113,891	15	74,431
そ の 他 (子どもの広場等)	1,129	34,084,734	1,157	34,890,646	1,141	33,947,554	1,101	34,439,061
計	1,497	35,603,268	1,512	36,280,599	1,495	35,395,983	1,517	36,036,103

(注)各年度の決算額

17. 市税に係る証明、閲覧件数等の調

(単位:件、円)

年 度 区 分		H30		R1		R2		R3	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市民税	市・県民税 課税証明	(1,875) 93,784	27,101,625	(1,672) 77,181	21,995,703	(2,842) 65,540	17,930,980	(4,105) 66,155	17,110,497
	法人所在・ 個人営業証明	252	75,600	210	63,000	(1) 182	54,300	(8) 185	53,100
固定資産	土地・家屋 評価証明	(438) 22,028	6,477,000	(104) 20,544	6,132,000	(147) 20,577	6,129,000	(165) 23,488	6,996,900
	土地・家屋 公課証明	(243) 10,020	2,933,100	(230) 10,174	2,983,200	(221) 9,476	2,776,500	(178) 10,966	3,236,400
	土地・家屋 名寄帳証明	(19) 3,714	1,108,500	(6) 3,444	1,031,400	(8) 3,504	1,048,800	(2) 3,752	1,125,000
	価格決定 通知	(9,033) 9,033	免除	(8,524) 8,524	免除	(7,522) 7,522	免除	(7,413) 7,413	免除
	住宅用 家屋証明	3,579	4,652,700	3,666	4,765,800	4,087	5,313,100	3,426	4,453,800
	閱 覧	(75) 557	144,600	(175) 680	151,500	(116) 495	113,700	(54) 436	114,600
	その他の証明	(1) 306	91,500	(1) 304	90,900	(2) 275	81,900	(2) 281	83,700
納税	納税証明	(11,227) 22,843	3,420,945	(11,271) 23,566	3,595,019	(11,733) 23,190	3,327,715	(11,781) 24,209	3,549,710
計		(22,911) 166,116	46,005,570	(21,983) 148,293	40,808,522	(22,592) 134,848	36,775,995	(23,708) 140,311	36,723,707

(注) ()内の数字は手数料免除分

18. 地方譲与税

(単位:千円、%)

地方揮発油譲与税	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	譲与額		780,500	692,454	676,275	697,226	△ 11.3	△ 2.3	3.1
期別内訳	6月		218,528	193,049	233,929	216,795	△ 11.7	21.2	△ 7.3
	11月		316,640	291,029	205,988	219,391	△ 8.1	△ 29.2	6.5
	3月		245,332	208,376	236,358	261,040	△ 15.1	13.4	10.4
自動車重量税	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	譲与額		916,186	949,271	940,473	952,274	3.6	△ 0.9	1.3
期別内訳	6月		238,543	263,487	246,844	274,036	10.5	△ 6.3	11.0
	11月		373,674	396,259	385,697	389,205	6.0	△ 2.7	0.9
	3月		303,969	289,525	307,932	289,033	△ 4.8	6.4	△ 6.1
森林環境譲与税	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	譲与額		—	35,094	74,574	74,761	皆増	112.5	0.3
期別内訳	—		—	—	—	—	—	—	—
	9月		—	17,546	37,287	37,179	皆増	112.5	△ 0.3
	3月		—	17,548	37,287	37,582	皆増	112.5	0.8
石油ガス譲与税	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	譲与額		28,121	25,145	17,616	17,817	△ 10.6	△ 29.9	1.1
期別内訳	6月		7,090	6,516	5,798	4,577	△ 8.1	△ 11.0	△ 21.1
	11月		11,850	10,801	6,033	6,942	△ 8.9	△ 44.1	15.1
	3月		9,181	7,828	5,785	6,298	△ 14.7	△ 26.1	8.9

19. 県税交付金

(単位:千円、%)

利子割交付金	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		126,999	66,085	66,107	55,091	△ 48.0	0.0	△ 16.7
	期別内訳	8月	52,809	28,951	25,807	23,427	△ 45.2	△ 10.9	△ 9.2
		12月	49,288	23,666	23,785	19,911	△ 52.0	0.5	△ 16.3
		3月	24,902	13,468	16,515	11,753	△ 45.9	22.6	△ 28.8
配当割交付金	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		533,057	609,602	558,491	820,426	14.4	△ 8.4	46.9
	期別内訳	8月	144,770	155,960	142,989	149,509	7.7	△ 8.3	4.6
		12月	27,825	30,476	28,886	37,734	9.5	△ 5.2	30.6
		3月	360,462	423,166	386,616	633,183	17.4	△ 8.6	63.8
株式等譲渡所得割金	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		468,185	366,837	660,546	1,043,778	△ 21.6	80.1	58.0
	期別内訳	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		3月	468,185	366,837	660,546	1,043,778	△ 21.6	80.1	58.0
分離課税所得割金	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R1	R3
	交 付 額		489,678	140,957	104,116	140,228	△ 71.2	△ 26.1	34.7
	期別内訳	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		3月	489,678	140,957	104,116	140,228	△ 71.2	△ 26.1	34.7
法人事業税交付金	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		—	—	550,755	1,074,508	—	皆増	95.1
	期別内訳	8月	—	—	342,452	521,191	—	皆増	52.2
		12月	—	—	82,297	209,197	—	皆増	154.2
		3月	—	—	126,006	344,120	—	皆増	173.1
県民税臨時交付金	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		1,618,678	—	—	—	皆減	—	—
	期別内訳	8月	1,618,678	—	—	—	皆減	—	—
		12月	—	—	—	—	—	—	—
		3月	—	—	—	—	—	—	—

(単位:千円、%)

地方消費税交付金	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		12,238,490	11,789,344	14,455,544	15,787,089	△ 3.7	22.6	9.2
期別内訳		6月	2,999,324	3,067,283	3,303,310	3,120,920	2.3	7.7	△ 5.5
		9月	3,873,816	3,818,295	4,878,463	5,237,297	△ 1.4	27.8	7.4
		12月	2,170,048	1,633,625	2,605,285	3,323,686	△ 24.7	59.5	27.6
		3月	3,195,302	3,270,141	3,668,486	4,105,186	2.3	12.2	11.9
ゴルフ場付利用税金	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		162,894	155,426	141,585	158,959	△ 4.6	△ 8.9	12.3
期別内訳		8月	66,591	67,252	48,161	64,340	1.0	△ 28.4	33.6
		12月	54,141	51,201	51,213	52,754	△ 5.4	0.0	3.0
		3月	42,162	36,973	42,211	41,865	△ 12.3	14.2	△ 0.8
自動車取得税※	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		1,017,221	539,684	421	91	△ 46.9	△ 99.9	△ 78.4
期別内訳		8月	293,961	334,400	156	91	13.8	△ 100.0	△ 41.7
		12月	340,777	205,284	—	—	△ 39.8	皆減	—
		3月	382,483	—	265	—	皆減	皆増	皆減
環境性能割※	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		—	209,335	430,299	457,929	皆増	105.6	6.4
期別内訳		8月	—	—	107,651	144,425	—	皆増	34.2
		12月	—	53,996	149,053	124,776	皆増	176.0	△ 16.3
		3月	—	155,339	173,595	188,728	皆増	11.8	8.7
軽油引取税	年 度		H30	R1	R2	R3	前 年 度 比		
							R1	R2	R3
	交 付 額		3,234,095	3,228,224	3,082,152	3,124,406	△ 0.2	△ 4.5	1.4
期別内訳		8月	1,320,003	1,307,131	1,292,109	1,285,410	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.5
		12月	1,092,254	1,087,033	1,009,525	1,050,741	△ 0.5	△ 7.1	4.1
		3月	821,838	834,060	780,518	788,255	1.5	△ 6.4	1.0

※令和元年10月1日以降、自動車取得税が廃止され、自動車税(環境性能割)が導入された。

20. 過誤納金還付・充当処理状況（令和3年度）

（単位：円）

区分	区 分 税 目	本 税		延 滞 金		加 算 金		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
歳入	市・県民税	16,561	304,591,850	216	1,253,949	20	27,300	16,777	305,845,799
	法人市民税	1,130	135,453,957	24	231,400	43	138,600	1,154	135,685,357
	固定資産税 都市計画税	2,328	122,810,430	90	759,600	15	62,700	2,418	123,570,030
	軽自動車税	423	2,653,349	9	13,740	0	0	432	2,667,089
	市たばこ税	1	1	0	0	0	0	1	1
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	25	14,051,706	1	2,700	1	1,500	26	14,054,406
	計	20,468	579,561,293	340	2,261,389	79	230,100	20,808	581,822,682
歳出	市・県民税	6,011	192,063,478	78	220,905	68	140,800	6,177	192,452,483
	法人市民税	1,190	200,794,760	14	128,700	122	1,318,800	1,369	202,380,860
	固定資産税 都市計画税	981	22,767,310	28	21,400	109	423,300	1,133	23,274,710
	軽自動車税	166	863,948	6	7,300	0	0	172	871,248
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	19	10,139,976	0	0	1	2,000	21	10,143,476
	返還金	72	25,816,000	4	10,000	72	14,426,370	148	40,252,370
	計	8,439	452,445,472	130	388,305	372	16,311,270	9,020	469,375,147
合計	市・県民税	22,572	496,655,328	294	1,474,854	88	168,100	22,954	498,298,282
	法人市民税	2,320	336,248,717	38	360,100	165	1,457,400	2,523	338,066,217
	固定資産税 都市計画税	3,309	145,577,740	118	781,000	124	486,000	3,551	146,844,740
	軽自動車税	589	3,517,297	15	21,040	0	0	604	3,538,337
	市たばこ税	1	1	0	0	0	0	1	1
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	44	24,191,682	1	2,700	2	3,500	47	24,197,882
	返還金	72	25,816,000	4	10,000	72	14,426,370	148	40,252,370
	計	28,907	1,032,006,765	470	2,649,694	451	16,541,370	29,828	1,051,197,829

（注）歳入の加算金は、歳出の合計に含まれる

21. 督促状発付状況調 (令和3年度)

(単位:千円、%)

税 目 \ 区 分			発 付 件 数	発 付 割 合	発 付 税 額	発 付 割 合
期						
市 ・ 県 民 税	普通徴収	1	14,369	16.7	435,960	12.5
		2	15,211	18.0	487,062	12.4
		3	17,797	21.1	636,257	15.6
		4	17,209	19.2	674,796	14.8
		随時	1,915	26.2	150,650	33.7
		小計	66,501	18.9	2,384,725	14.5
	特 別 徴 収		17,199	3.1	519,148	0.9
法 人 市 民 税			854	3.9	47,702	1.0
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	1	15,720	6.3	449,934	3.7	
	2	18,504	7.4	520,540	4.5	
	3	17,647	7.1	510,620	4.4	
	4	13,696	5.5	404,781	3.5	
	随時	272	13.5	13,823	32.4	
	小計	65,839	6.6	1,899,698	4.0	
固定資産税 (償却資産)	1	118	2.0	5,045	0.3	
	2	148	2.4	5,798	0.4	
	3	125	2.0	6,452	0.4	
	4	111	1.7	5,011	0.3	
	随時	97	9.5	6,626	6.6	
	小計	599	2.3	28,932	0.4	
軽 自 動 車 税			17,508	10.4	108,407	9.9
市 た ば こ 税			2	0.5	56	0.0
特 別 土 地 保 有 税			0	0.0	0	0.0
事 業 所 税			15	1.7	13,958	0.4
合 計			168,517	8.0	5,002,626	3.6

22. 差押・参加差押処分状況調 (令和3年度)

(単位:円)

区 分		差 押		参 加 差 押		計	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
不動産・動産	前年からの繰越	6,682	280,374,691	7,919	369,259,275	14,601	649,633,966
	執 行	1,132	79,978,166	679	44,282,677	1,811	124,260,843
	解 除	2,151	93,573,312	1,545	64,182,113	3,696	157,755,425
	翌年へ繰越	5,663	266,779,545	7,053	349,359,839	12,716	616,139,384
債権等	預貯金						
	前年からの繰越	373	22,993,703			373	22,993,703
	執 行	4,645	286,371,384			4,645	286,371,384
	解 除	3,940	242,033,551			3,940	242,033,551
	翌年へ繰越	1,078	67,331,536			1,078	67,331,536
	その他						
	前年からの繰越	7,771	540,301,499			7,771	540,301,499
	執 行	8,039	468,706,776			8,039	468,706,776
計	解 除	9,000	539,992,653			9,000	539,992,653
	翌年へ繰越	6,810	469,015,622			6,810	469,015,622
	前年からの繰越	14,826	843,669,893	7,919	369,259,275	22,745	1,212,929,168
	執 行	13,816	835,056,326	679	44,282,677	14,495	879,339,003
	解 除	15,091	875,599,516	1,545	64,182,113	16,636	939,781,629
	翌年へ繰越	13,551	803,126,703	7,053	349,359,839	20,604	1,152,486,542

23. 徴収猶予状況調 (令和3年度)

(単位:円)

法 第 15 条 第 1 項										法第15条 第2項		累計	
第 1 号 〔災害、盗難に あったとき〕	第 2 号 〔病気、負傷 したとき〕	第 3 号 〔事業廃止・休止 したとき〕	第 4 号 〔事業に著しい 損失を受けたとき〕	第 5 号 〔第1号～第4号に 類するとき〕	第 6 号 〔課税遅延が あったとき〕								
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
0	0	0	0	0	0	0	0	13	2,113,600	0	0	13	2,113,600

24. 換価猶予状況調 (令和3年度)

(単位:円)

法 第 15 条 の 5 第 1 項				累計	
第 1 号 〔 事業、生活の維持を 困難にする恐れがあるとき〕		第 2 号 〔 徴収上有利であるとき〕			
件数	税額	件数	税額	件数	税額
124	18,022,345	17	795,400	141	18,817,745

25. 公売処分状況調 (令和3年度)

(単位: 円)

区 分	対 象 件 数	公 売 実 績	
		件 数	換 価 代 金
不 動 産	0	0	0
動 産	0	0	0
計	0	0	0

26. 不納欠損処分状況調 (令和3年度)

事由別不納欠損額調

(単位: 円)

区 分 税 目		執行停止による納税義務消滅				時 効 完 成				合 計	
		法第15条の7第4項 〔執行停止後 3年経過のもの〕		法第15条の7第5項 〔即時消滅に よるもの〕		法 第 18 条 〔執行停止処分が されていたもの〕〔消滅時効に よるもの〕					
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
市 民 税		462	21,939,629	384	26,174,651	428	20,943,307	994	37,062,550	2,268	106,120,137
	個 人	462	21,939,629	368	25,226,104	427	20,893,307	940	33,965,750	2,197	102,024,790
	法 人	0	0	16	948,547	1	50,000	54	3,096,800	71	4,095,347
固 定 資 産 税		102	5,968,665	128	20,692,270	18	1,051,986	304	9,687,460	552	37,400,381
	土 地 ・ 家 屋	102	5,968,665	127	20,664,270	18	1,051,986	294	8,899,760	541	36,584,681
	償 却 資 産	0	0	1	28,000	0	0	10	787,700	11	815,700
軽 自 動 車 税		168	909,700	128	724,792	148	622,200	857	4,029,012	1,301	6,285,704
市 た ば こ 税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 業 所 税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都 市 計 画 税		102	1,443,185	127	4,996,486	18	254,364	294	2,151,902	541	8,845,937
計		732	30,261,179	640	52,588,199	594	22,871,857	2,155	52,930,924	4,121	158,652,159

(注) 都市計画税の件数は、固定資産税(土地・家屋)の内数

27. 市税納付方法別利用状況調 (令和3年度)

(1) 利用件数

(単位:件、%)

区分 税目	窓口納付	ペイジー 納付	コンビニ納付	クレジット カード納付	スマートフォン 決済での納付	口座振替	税目計
市・県民税 (普通徴収)	56,581 (19.3)	18,341 (6.3)	156,504 (53.4)	6,241 (2.1)	11,509 (3.9)	44,019 (15.0)	293,195 (100.0)
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	121,184 (19.4)	27,935 (4.5)	216,864 (34.8)	12,405 (2.0)	21,632 (3.5)	223,453 (35.8)	623,473 (100.0)
固定資産税 (償却資産)	7,434 (51.1)	1,175 (8.1)	1,514 (10.4)	95 (0.6)	44 (0.3)	4,286 (29.5)	14,548 (100.0)
軽自動車税	41,618 (24.7)	5,535 (3.3)	97,884 (58.0)	3,806 (2.2)	8,414 (5.0)	11,452 (6.8)	168,709 (100.0)
納付方法計	226,817 (20.6)	52,986 (4.8)	472,766 (43.0)	22,547 (2.1)	41,599 (3.8)	283,210 (25.7)	1,099,925 (100.0)

(2) 利用金額

(単位:円、%)

区分 税目	窓口納付	ペイジー 納付	コンビニ納付	クレジット カード納付	スマートフォン 決済での納付	口座振替	税目計
市・県民税 (普通徴収)	5,995,327,974 (35.7)	1,663,723,333 (9.9)	4,898,954,272 (29.2)	304,896,790 (1.8)	442,270,024 (2.6)	3,500,745,316 (20.8)	16,805,917,709 (100.0)
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	21,566,625,747 (45.7)	2,916,109,362 (6.2)	7,566,067,691 (16.0)	610,409,990 (1.3)	947,010,184 (2.0)	13,563,615,100 (28.8)	47,169,838,074 (100.0)
固定資産税 (償却資産)	4,535,142,120 (68.0)	389,432,866 (5.8)	49,671,513 (0.8)	4,263,000 (0.1)	1,350,700 (0.0)	1,686,740,300 (25.3)	6,666,600,499 (100.0)
軽自動車税	274,814,528 (25.0)	34,267,000 (3.1)	640,926,723 (58.2)	23,784,500 (2.2)	51,777,250 (4.7)	74,621,500 (6.8)	1,100,191,501 (100.0)
納付方法計	32,371,910,369 (45.1)	5,003,532,561 (7.0)	13,155,620,199 (18.3)	943,354,280 (1.3)	1,442,408,158 (2.0)	18,825,722,216 (26.3)	71,742,547,783 (100.0)

(注) 全期前納納付及び複数期合算納付は1件として集計

(注) 過誤納及び延滞金を含む納付額全額を集計

28. 延滞金等収入状況

(単位:円)

年度 区分	H30	R1	R2	R3
延滞金及び 加算金収入	275,539,997	299,993,233	235,747,425	198,777,860

参 考 資 料

29. 市税の税率等（令和4年度分）

税 目		賦課期日	納税義務者	税 率																
市 民 税	個 人	1月1日	○ 区内に住所を有する個人 ○ 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない者	均等割 3,500円（うち防災・減災事業のための税制措置分 500円） 所得割 8／100																
	法 人		○ 区内に事務所、事業所、寮等を有する法人 ○ 区内に事務所、事業所を有する法人課税信託の受託者	均等割 ○ ・公共法人及び公益法人等（地方税法の規定により均等割非課税のもの以外） ・人格のない社団等（収益事業を行うもの） ・資本金の額及び出資金の額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社以外） ・資本金等の額1,000万円以下で区内従業者数50人以下 5万円 ○ 資本金等の額1,000万円以下 区内従業者数50人超 12万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 区内従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 区内従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 区内従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 区内従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額10億円超 区内従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 区内従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額50億円超 区内従業者数50人超 300万円 ※「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とする。 法人税割 資本金等の額 5億円未満 6／100 5億円以上10億円未満 7.2／100 10億円以上 8.4／100																
固定資産税		1月1日	土地、家屋、償却資産の所有者	1.4／100																
都市計画税			市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者	0.3／100																
軽自動車税	環境性能割		三輪以上の軽自動車を取得した者	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税 率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車等、令和12年度燃費基準達成＋75％達成</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>令和12年度燃費基準＋60％達成</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>令和12年度燃費基準＋55％達成</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr></table> ※左記基準に加えて一定の排出ガス性能が必要	区 分	税 率		自家用	営業用	電気自動車等、令和12年度燃費基準達成＋75％達成	非課税	非課税	令和12年度燃費基準＋60％達成	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準＋55％達成	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%
	区 分	税 率																		
自家用		営業用																		
電気自動車等、令和12年度燃費基準達成＋75％達成	非課税	非課税																		
令和12年度燃費基準＋60％達成	1.0%	0.5%																		
令和12年度燃費基準＋55％達成	2.0%	1.0%																		
上記以外		2.0%																		
	種別割	4月1日	所有者又は使用者	○ 原動機付自転車 ○ 三輪以上の軽自動車(区分A～Fの詳細は、備考欄参照) 50cc以下 2,000円 三輪 A3,900円 B3,100円 C4,600円 D1,000円 90cc以下 2,000円 E2,000円 F3,000円 90cc超 2,400円 (※E及びFは営業用・乗用車に限る) ミニカー 3,700円 四輪 乗用 営業用 A6,900円 B5,500円 C8,200円 D1,800円 ○ 軽二輪車 E3,500円 F5,200円 250cc以下 3,600円 四輪 乗用 自家用 A10,800円 B7,200円 C12,900円 D2,700円 ○ 二輪の小型自動車 四輪 貨物 営業用 A3,800円 B3,000円 C4,500円 D1,000円 250cc超 6,000円 四輪 貨物 自家用 A5,000円 B4,000円 C6,000円 D1,300円 ○ 小型特殊自動車 ○ アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等 農耕用 2,000円 ・原動機付自転車 500円 ・二輪の小型自動車 1,000円 その他 5,900円 ・軽自動車三輪又は二輪 1,000円 ・四輪以上 3,000円																
市たばこ税			たばこの卸売販売業者等	売渡し本数1,000本につき、6,552円																
事業所税			事業を行う者	○ 資産割 事業所床面積1㎡当たり 600円 ○ 従業者割 従業者給与総額 0.25／100																
入湯税			入湯客	入湯客1人1日150円																

徴収方法及び納期				備考						
普通徴収	1期 2期 3期 4期	6月1日 ～ 6月30日 8月1日 ～ 8月31日 10月1日 ～ 10月31日 翌年1月1日 ～ 1月31日		(課税標準額) 総所得金額等－所得控除額						
給与特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで (ただし、均等割額以下の場合は、7月10日) 公的年金等特別徴収 年金保険者が、支給される老齢基礎年金等から徴収し、徴収月の翌月10日までに納入										
申告納付 原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内				(均等割) 政令指定都市への移行により、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から区ごとに算定						
普通徴収	1期 2期 3期 4期	5月1日 7月1日 9月1日 12月1日	～ 5月31日 ～ 8月1日 ～ 9月30日 ～ 12月26日	(免税点) 同一人が同一区内に所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が次の場合 <table><tr><td>土 地</td><td>30万円未満</td></tr><tr><td>家 屋</td><td>20万円未満</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>150万円未満</td></tr></table>	土 地	30万円未満	家 屋	20万円未満	償却資産	150万円未満
土 地	30万円未満									
家 屋	20万円未満									
償却資産	150万円未満									
県が賦課徴収を行う				(燃費基準) 電気自動車等を除き、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50％以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75％以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの						
普通徴収	5月11日～5月31日			(三輪、四輪の軽自動車の区分A～F) A 初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両【標準税率】 B 初度検査年月が平成27年3月31日以前で13年を経過していない車両【旧税率】 C 初度検査年月が平成21年3月31日以前【経年車重課】 D～F 初度検査年月が令和3年4月1日～令和5年3月31日の車両のうち、一定の環境性能を有する車両は標準税率(A)から(D)75%、(E)50%、(F)25％軽減の適用車両(最初の1年度のみ)【グリーン化特例(軽課)】						
申告納付	毎月翌月末日まで									
申告納付	法人・事業年度終了の日から2月以内 個人・翌年3月15日まで			・(免税点) { 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下						
申告納付	毎月翌月15日まで			課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く)の公衆浴場(一般公衆浴場を除く)に入湯する者						

30. 税率の変遷（平成15年度以降）

税目		年度	15	16	17	18
市	個人	均 等 割	3,000円	3,000円、 生計を一にする妻 1,500円		3,000円
			200万円以下の金額		3／100	
			200万円を超える金額		8／100	
	所得 割	700万円	〃	10／100		
民	法人	均 等 割	○ 資本金等の金額50億円超 従業者数50人超 300万円			○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円
			○ 資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円			○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円
			○ 資本金等の金額10億円超 従業者50人以下 41万円			○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円
			○ 資本金等の金額1億円超10億円以下 従業者50人超 40万円			○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円
			○ 資本金等の金額1億円超10億円以下 従業者50人以下 16万円			○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円
			○ 資本金等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人超 15万円			○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円
			○ 資本金等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 13万円			○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円
			○ 資本金等の金額1千万円以下 従業者50人超 12万円			○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円
			○ その他 (平成6.4.1以後終了事業年度から) 5万円			○ 上記に掲げる法人以外の法人等 (平成18.4.1以後開始の事業年度から) 5万円
			税	法人税割 (特例措置後の実質税率による。)	資本等の金額 5億円未満	12.3／100
5億円以上10億円未満	13.5／100					
10億円以上	14.7／100					
固定資産税						
軽自動車税			○ 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ミニカー 2,500円 ○ 小型特殊自動車 農耕用 1,000円 その他 4,700円 ○ 二輪の小型自動車 4,000円			
市たばこ税			平成15年7月から1,000本につき 2,977円(旧3級品は1,412円)			
特別土地保有税			平成15年度以降新たな課税の停止			
事業所税			資産割(1㎡につき600円) 従業者割(従業者給与総額の0.25／100)			
都市計画税						
入湯税			1人1日150円			

19・20・21	22	23・24	25	26	27
				3,500円(うち防災・減災事業のための税制措置分500円)	
一律 6/100					
○ 公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により 均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等 (収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人以下 ○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円 (平成20.4.1以後開始の事業年度から) ○ 公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等 (収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人以下 ※「資本金等の額」を「(資本+資本準備金)の額」が上回る場合、 「資本金等の額」を「(資本+資本準備金)の額」に読み替える (H27.4.1に開始する事業年度より) ○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円					
				〔平成26年10月1日以降に 開始する事業年度から〕 資本等の金額 5億円未満 9.7／100 5億円以上10億円未満 10.9／100 10億円以上 12.1／100	
○ 軽自動車のうち 三輪 3,900円(※) 四輪以上 乗用 { 営業用 6,900円(※) 自家用 10,800円(※) 貨物用 { 営業用 3,800円(※) 自家用 5,000円(※) (※)平成27年4月1日に新規検査を受けた車両のみ適用					
	平成22年10月から 1,000本につき4,618円 (旧3級品は2,190円)	平成25年4月から1,000本につき5,262円(旧3級品は2,495円)			

税率の変遷（続き）

税目		年度	28	29	30
市 民 税	個人	均等割			
		所得割	一律8/100		
	法人	均等割			
		法人税割 (特例措置後の実質税率による。)			
	固定資産税				
軽自動車税		○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 二輪 3,600円 90cc以下 2,000円 三輪 A3,900円 B3,100円 C4,600円 D1,000円 E2,000円 F3,000円 90cc超 2,400円 四輪 乗用 営業用 A6,900円 B5,500円 C8,200円 D1,800円 E3,500円 F5,200円 ミニカー 3,700円 自家用 A10,800円 B7,200円 C12,900円 D2,700円 E5,400円 F8,100円 ○小型特殊自動車 貨物 営業用 A3,800円 B3,000円 C4,500円 D1,000円 E1,900円 F2,900円 農耕用 2,000円 自家用 A5,000円 B4,000円 C6,000円 D1,300円 E2,500円 F3,800円 その他 5,900円 ○二輪の小型自動車 6,000円 (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等) ○原動機付自転車 500円 ○二輪の小型自動車 1,000円 ○軽自動車三輪又は二輪 1,000円 ○四輪以上 3,000円			
市たばこ税		平成28年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は2,925円)	平成29年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は3,355円)	平成30年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は4,000円)	平成30年10月から 1,000本につき5,692円 (旧3級品は4,000円)
特別土地保有税					
事業所税					
都市計画税					
入湯税					

令和元		2	3

31. 市民税（個人）所得控除額等の推移（平成15年度以降）

区 分		年 度		15	16
所得金額	所 給 与 所 得 控 除			(1) 180万円以下 (2) 180万円超 360万円以下 (3) 360万円超 660万円以下 (4) 660万円超 1,000万円以下 (5) 1,000万円超 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	…収入金額×40%（最低控除額65万円） …収入金額×30%+180,000円 …収入金額×20%+540,000円 …収入金額×10%+1,200,000円 …収入金額×5%+1,700,000円
				公的年金等控除 ◎65歳以上 (1) 260万円以下 1,400,000円 (2) 260万円超460万円以下 収入金額×25%+750,000円 (3) 460万円超820万円以下 収入金額×15%+1,210,000円 (4) 820万円超 収入金額×5%+2,030,000円 ◎65歳未満 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超410万円以下 収入金額×25%+375,000円 (3) 410万円超770万円以下 収入金額×15%+785,000円 (4) 770万円超 収入金額×5%+1,555,000円	
				専従者控除 (青色) (白色) 適正な給与の支給額 配偶者86万円(最高) その他50万円(最高)	
所得	雑 損			次のいずれか多い金額 ① 損失額－補てん額－総所得金額等×10% ② 災害関連支出金額－補てん額－5万円	
	医 療 費			支払った医療費－補てん額－総所得金額等×5% 又は 10万円のいずれか低い金額（限度額200万円）	
	社 会 保 険 料			支払った保険料の額	
	小規模企業共済等掛金			支払った掛金の額	
	生 命 保 険 料			①生命保険料だけの場合 15,000円以下:全額 15,000円超 40,000円以下:支払保険料×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下:支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超:35,000円	②個人年金保険料だけの場合 ①と同様 ③両方の場合 ①と②の合計額
	地 震 (損 害) 保 険 料			①短期損害保険料だけの場合 1,000円以下:全額 1,000円超3,000円以下 支払保険料×1/2+500円 3,000円超:2,000円	②長期損害保険料だけの場合 5,000円以下:全額 5,000円超15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超:10,000円
	寄 附 金			次のいずれか低い金額 ① 寄附金の合計額－10万円 ② 合計所得金額×25%－10万円	
	障 害 者			26万円 特別障害者 30万円	
	老年人・寡婦(夫)・勤労学生			老年人 48万円 寡婦(夫) 26万円 特定の寡婦 30万円 勤労学生 26万円	
	配 偶 者			配偶者 33万円 (同居特別障害者の場合56万円) 老人配偶者 38万円 (同居特別障害者の場合61万円)	
控 除	配 偶 者 特 別			①配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 合計所得金額 10万円未満 :33万円 " 10万円以上 :30万円－(合計所得金額－5万円) ②配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 合計所得金額 45万円未満 :33万円 " 45万円以上75万円未満 :38万円－(合計所得金額－38万円) " 75万円以上76万円未満 :3万円	
	扶 養			扶養親族 33万円 特定扶養親族 45万円 老人扶養親族 38万円 同居老親等扶養親族 45万円 (同居特別障害者の場合、それぞれ23万円加算)	
	基 礎			33万円	
	障・老・未・寡の非課税の範囲			合計所得金額が125万円以下	
参 考	税 額 控 除			寄附金控除	-
	税 額 控 除			調整控除	-
	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税	3,842,000円(12～15年分)	3,250,000円(16～22年分)	
		市民税	3,250,000円		

17	18	19	20	21	22	23
	◎65才以上 (1)330万円未満 1,200,000円 (2)330万円以上410万円未満 収入金額×25%+375,000円 (3)410万円以上770万円未満 収入金額×15%+785,000円 (4)770万円以上 収入金額×5%+1,555,000円 ◎65才未満 (1)130万円未満 700,000円 (2)130万円以上410万円未満 収入金額×25%+375,000円 (3)410万円以上770万円未満 収入金額×15%+785,000円 (4)770万円以上 収入金額×5%+1,555,000円					

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区 分		年 度	24	25	26	27
所得金額	給 与 所 得 控 除				(1) 180万円以下 (2) 180万円超 360万円以下 (3) 360万円超 660万円以下 (4) 660万円超 1,000万円以下 (5) 1,000万円超 1,500万円以下 (6) 1,500万円超 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	…収入金額×40% (最低控除額65万円) …収入金額×30%+180,000円 …収入金額×20%+540,000円 …収入金額×10%+1,200,000円 …収入金額×5%+1,700,000円 …245万円
	公 的 年 金 等 控 除					
	専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)					
所得控除	雑 損					
	医 療 費					
	社 会 保 険 料					
	小規模企業共済等掛金					
所得控除	生 命 保 険 料			I 平成24年1月1日以降に締結した 保険契約等 ・12,000円以下:全額 ・12,000円超32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 ・32,000円超56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 ・56,000円超:28,000円 ①生命保険料②介護医療保険料 ③個人年金保険料について、それぞれ 上記により計算し合計した額 (合計適用限度額:70,000円) II 平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等 ・15,000円以下:全額 ・15,000円超40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 ・40,000円超70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 ・70,000円超:35,000円 ①生命保険料②個人年金保険料 について、それぞれ上記により 計算し合計した額 (合計適用限度額:70,000円) III IとIIの両方で生命保険料又は個人年金保険料の控除の適用を受ける場合 ・I、IIそれぞれの計算式で求めた金額の合計額 (各控除の限度額:28,000円 合計適用限度額:70,000円)		
	地 震 保 険 料					
	障 害 者		26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円			
	寡 婦 (夫) ・ 勤 労 学 生					
	配 偶 者		同居特別障害の加算金を、障害者控除へ移行			
	配 偶 者 特 別					
	扶 養		16歳未満の扶養控除(年少扶養控除)の廃止 特定扶養控除の上乗せ部分(17歳以上19歳未満)の廃止 同居特別障害の加算金を、障害者控除へ移行			
	基 礎					
	障・未・寡の非課税の範囲					
	参 考	税 額 控 除	寄附金控除	寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定額を控除。		
調整控除						
考	給与所得に係る課税最低限(夫婦2人)		所得税	2,616,000円(23～24年分)	2,616,000円(25～26年分)	
			市民税	2,150,000円		

[illegible]

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区 分		年 度	30
所 得 金 額	給 与 所 得 控 除		(1) 180万円以下 …収入金額×40% (最低控除額65万円) (2) 180万円超 360万円以下 …収入金額×30%+180,000円 (3) 360万円超 660万円以下 …収入金額×20%+540,000円 (4) 660万円超 1,000万円以下 …収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円超 …220万円 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。
	公 的 年 金 等 控 除		
	専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)		
所 得 控 除	雑 損		
	医 療 費		医療費控除の特例として、セルフメディケーション税制の創設
	社 会 保 険 料		
	小規模企業共済等掛金		
	生 命 保 険 料		
	地 震 保 険 料		
	障 害 者		
	寡 婦 (夫) ・ 勤 労 学 生		
	配 偶 者		
	配 偶 者 特 別		
参 考	障・未・寡の非課税の範囲		
	税 額 控 除	寄附金控除	
		調整控除	
	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税	2,854,000円(27～29年分)
		市民税	2,345,000円

区 分		年 度	令和元	2																																										
所得金額	給 与 所 得 控 除																																													
	公 的 年 金 等 控 除																																													
	専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)																																													
	雑 損																																													
	医 療 費																																													
	社 会 保 険 料																																													
	小規模企業共済等掛金																																													
	生 命 保 険 料																																													
	地 震 保 険 料																																													
	障 害 者																																													
所得控除	寡 婦 (夫) ・ 勤 労 学 生																																													
	配 偶 者		<table><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="4">納税義務者の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>1,000万円超</td></tr><tr><td>控除対象配偶者</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="2">控除適用 対象外</td></tr><tr><td>老人(70歳以上)控除対象配偶者</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>			納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	控除適用 対象外	老人(70歳以上)控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																								
		納税義務者の合計所得金額																																												
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		1,000万円超																																								
		控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	控除適用 対象外																																								
	老人(70歳以上)控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																										
	配 偶 者 特 別		<table><tr><td rowspan="2">配偶者の 合計所得金額</td><td colspan="3">納税義務者の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><td>38万円超 90万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td rowspan="2">11万円</td></tr><tr><td>90万円超 95万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>123万円超</td><td colspan="3">控除適用対象外</td></tr></table>		配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	控除適用対象外		
	配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																												
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																										
90万円超 95万円以下	31万円	21万円																																												
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																											
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																											
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																											
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																											
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																											
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																											
123万円超	控除適用対象外																																													
扶 養																																														
基 礎																																														
参 考	障・未・寡の非課税の範囲																																													
	税 額 控 除	寄附金控除	令和元年6月1日、ふるさと納税対象団体の指定																																											
		調整控除																																												
	考	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)		所得税	2,854,000円																																									
		市民税	2,345,000円																																											

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区 分		年 度	令和3	令和4																																																	
所 得 金 額	給 与 所 得 控 除		(1) 162万5千円以下 (2) 162万5千円超 180万円以下 (3) 180万円超 360万円以下 (4) 360万円超 660万円以下 (5) 660万円超 850万円以下 (6) 850万円超 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	…55万円 …収入金額×40%-100,000円 …収入金額×30%+80,000円 …収入金額×20%+440,000円 …収入金額×10%+1,100,000円 …195万円																																																	
		公 的 年 金 等 控 除	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">公的年金等の 収入金額合計</th><th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td rowspan="6">65歳 未満</td><td>130万円以下</td><td>600,000円</td><td>500,000円</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>130万円超 410万円以下</td><td>収入金額 ×25% + 275,000円</td><td>収入金額 ×25% + 175,000円</td><td>収入金額 ×25% + 75,000円</td></tr><tr><td>410万円超 770万円以下</td><td>収入金額 ×15% + 685,000円</td><td>収入金額 ×15% + 585,000円</td><td>収入金額 ×15% + 485,000円</td></tr><tr><td>770万円超 1,000万円以下</td><td>収入金額 ×5% +1,455,000円</td><td>収入金額 ×5% +1,355,000円</td><td>収入金額 ×5% +1,255,000円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>1,955,000円</td><td>1,855,000円</td><td>1,755,000円</td></tr><tr><td rowspan="6">65歳 以上</td><td>330万円以下</td><td>1,100,000円</td><td>1,000,000円</td><td>900,000円</td></tr><tr><td>330万円超 410万円以下</td><td>収入金額 ×25% + 275,000円</td><td>収入金額 ×25% + 175,000円</td><td>収入金額 ×25% + 75,000円</td></tr><tr><td>410万円超 770万円以下</td><td>収入金額 ×15% + 685,000円</td><td>収入金額 ×15% + 585,000円</td><td>収入金額 ×15% + 485,000円</td></tr><tr><td>770万円超 1,000万円以下</td><td>収入金額 ×5% +1,455,000円</td><td>収入金額 ×5% +1,355,000円</td><td>収入金額 ×5% +1,255,000円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>1,955,000円</td><td>1,855,000円</td><td>1,755,000円</td></tr></table>			公的年金等の 収入金額合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳 未満	130万円以下	600,000円	500,000円	400,000円	130万円超 410万円以下	収入金額 ×25% + 275,000円	収入金額 ×25% + 175,000円	収入金額 ×25% + 75,000円	410万円超 770万円以下	収入金額 ×15% + 685,000円	収入金額 ×15% + 585,000円	収入金額 ×15% + 485,000円	770万円超 1,000万円以下	収入金額 ×5% +1,455,000円	収入金額 ×5% +1,355,000円	収入金額 ×5% +1,255,000円	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円	65歳 以上	330万円以下	1,100,000円	1,000,000円	900,000円	330万円超 410万円以下	収入金額 ×25% + 275,000円	収入金額 ×25% + 175,000円	収入金額 ×25% + 75,000円	410万円超 770万円以下	収入金額 ×15% + 685,000円	収入金額 ×15% + 585,000円	収入金額 ×15% + 485,000円	770万円超 1,000万円以下	収入金額 ×5% +1,455,000円	収入金額 ×5% +1,355,000円	収入金額 ×5% +1,255,000円	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円
		公的年金等の 収入金額合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																
65歳 未満	130万円以下	600,000円	500,000円	400,000円																																																	
	130万円超 410万円以下	収入金額 ×25% + 275,000円	収入金額 ×25% + 175,000円	収入金額 ×25% + 75,000円																																																	
	410万円超 770万円以下	収入金額 ×15% + 685,000円	収入金額 ×15% + 585,000円	収入金額 ×15% + 485,000円																																																	
	770万円超 1,000万円以下	収入金額 ×5% +1,455,000円	収入金額 ×5% +1,355,000円	収入金額 ×5% +1,255,000円																																																	
	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円																																																	
	65歳 以上	330万円以下	1,100,000円	1,000,000円	900,000円																																																
330万円超 410万円以下		収入金額 ×25% + 275,000円	収入金額 ×25% + 175,000円	収入金額 ×25% + 75,000円																																																	
410万円超 770万円以下		収入金額 ×15% + 685,000円	収入金額 ×15% + 585,000円	収入金額 ×15% + 485,000円																																																	
770万円超 1,000万円以下		収入金額 ×5% +1,455,000円	収入金額 ×5% +1,355,000円	収入金額 ×5% +1,255,000円																																																	
1,000万円超		1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円																																																	
所得金額調整控除		所得金額調整控除の創設 <table><tr><th>対 象</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する</td><td>・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円</td></tr><tr><td>(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えるときは10万円で計算</td><td>給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額</td></tr></table>			対 象	控 除 額	(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する	・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円	(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えるときは10万円で計算	給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額																																											
対 象	控 除 額																																																				
(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する	・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円																																																				
(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えるときは10万円で計算	給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額																																																				
専従者控除 (青・白)																																																					
所 得 控 除	雑 損																																																				
	医 療 費																																																				
	社 会 保 険 料																																																				
	小規模企業共済等掛金																																																				
	生 命 保 険 料																																																				
	地 震 保 険 料																																																				
得 控 除	障 害 者																																																				
	ひとり親・寡婦、勤労学生	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し 前年の合計所得が500万円以下であり以下の各要件に該当する場合 <table><tr><th></th><th>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする 子がいる単身者</th><th>30万円</th></tr><tr><td>(1) ひとり親控除の創設</td><td></td><td></td></tr><tr><th></th><th>(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は 夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)</th><th>26万円</th></tr><tr><td>(2) 寡婦控除</td><td></td><td></td></tr></table>				婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする 子がいる単身者	30万円	(1) ひとり親控除の創設				(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は 夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)	26万円	(2) 寡婦控除																																							
		婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする 子がいる単身者	30万円																																																		
	(1) ひとり親控除の創設																																																				
	(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は 夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)	26万円																																																			
(2) 寡婦控除																																																					
配 偶 者	所得控除適用範囲	合計所得38万円以下→48万円以下																																																			
配 偶 者 特 別	所得控除適用範囲	合計所得123万円以下→133万円以下																																																			
扶 養	所得控除適用範囲	合計所得38万円以下→48万円以下																																																			
除	基 礎	合計所得金額 (1) 2,400万円以下 …43万円 (2) 2,400万円超2,450万円以下 …29万円 (1) 2,450万円超2,500万円以下 …15万円 (4) 2,500万円超 …なし																																																			
	障・未・寡の非課税の範囲	合計所得金額が135万円以下																																																			
参 考	税額控除	寄附金控除																																																			
		調整控除																																																			
	給与所得に係る課税最 低限(夫婦子2人)	所得税	2,854,000円																																																		
		市民税	2,345,000円																																																		

32. 税務機構の沿革（平成20年度以降）

H 20 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税務企画課 納税課 収納管理チーム、 収納整理Ⅱチーム、 収納対策チーム 収納整理Ⅰチーム 収納整理Ⅲチーム 市民税課 諸税証明グループ 賦課グループ 資産税課 賦課グループ、 家屋評価グループ 土地評価グループ 津久井税務課 賦課証明チーム 納税チーム 南市税事務所 収納整理チーム、 証明チーム
H 21 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税務企画課 納税課 収納管理班、 収納整理第1班、 収納整理第3班 収納整理第2班 市民税課 諸税証明班 賦課第1班、 賦課第2班 資産税課 賦課班、 家屋評価班、 償却資産班 土地評価班 南市税事務所 収納整理班 証明班 津久井税務課 賦課証明班 納税班
H 22 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税制課 納税課 収納管理班、 収納整理第1班、 収納整理第2班 市民税課 諸税証明班 賦課第1班、 賦課第2班 資産税課 賦課班、 家屋評価班、 償却資産班 土地評価班 緑市税事務所 証明班、 収納整理班、 津久井税務班 土地家屋評価班 南市税事務所 証明班、 収納整理第1班、 収納整理第2班 土地家屋評価班

H 24 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 - 税制課 - 納税課 - 収納管理班、特別整理班 - 収納整理第1班、収納整理第2班 - 市民税課 - 諸税証明班 - 賦課第1班、賦課第2班 - 資産税課 - 賦課班、土地評価班 - 家屋評価班、償却資産班 - 緑市税事務所 - 証明班、土地家屋評価班 - 収納整理班、津久井税務班 - 南市税事務所 - 証明班、土地家屋評価班 - 収納整理第1班、収納整理第2班
H 25 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 - 税制課 - 債権対策課 - 市税整理班 - 債権整理班 - 納税課 - 収納管理班 - 収納整理第1班、収納整理第2班 - 市民税課 - 諸税証明班 - 賦課第1班、賦課第2班 - 資産税課 - 賦課班、土地評価班 - 家屋評価班、償却資産班 - 緑市税事務所 - 証明班 - 収納整理班 - 南市税事務所 - 証明班 - 収納整理第1班、収納整理第2班
H 26 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 - 税制課 - 債権対策課 - 市税整理班 - 債権整理班 - 納税課 - 収納管理班 - 収納整理第1班、収納整理第2班 - 市民税課 - 諸税証明班、賦課第1班 - 賦課第2班、賦課第3班 - 資産税課 - 賦課班、土地評価班 - 家屋評価班、償却資産班 - 緑市税事務所 - 証明班 - 収納整理班 - 南市税事務所 - 証明班 - 収納整理第1班、収納整理第2班

R 2 ・ 4 ・ 1	財政局 稅務部 稅制課 債權対策課 納稅課 市民稅課 資產稅課 綠市稅事務所 南市稅事務所 債權整理班 市稅整理班 收納管理班 收納整理第1班、 收納整理第2班 諸稅証明班、 賦課第1班 賦課第2班、 賦課第3班 賦課班、 土地評價班 家屋評價第1班、 家屋評價第2班 償却資產班 証明班 收納整理班 証明班 收納整理第1班、 收納整理第2班
R 4 ・ 4 ・ 1	財政局 稅制・債權対策課 納稅課 市民稅課 資產稅課 綠市稅事務所 南市稅事務所 稅制班 債權整理班 市稅整理班 收納管理第1班、 收納管理第2班 收納整理第1班、 收納整理第2班 諸稅証明班、 賦課第1班 賦課第2班、 賦課第3班 賦課班、 土地評價班 家屋評價第1班、 家屋評價第2班 償却資產班 証明班 收納整理班 証明班 收納整理第1班、 收納整理第2班

33. 税務事務分掌

税制・債権対策課	(1) 税制度に係る企画に関すること。 (2) 税制度の調査研究に関すること。 (3) 税務関係の条例、規則等の調整に関すること。 (4) 税務関係の歳入予算及び決算に関すること。 (5) 地方譲与税及び県税交付金に関すること。 (6) 相模原市固定資産評価審査委員会に関すること。 (7) 市税及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。 (8) 市税及び個人の県民税に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関すること。 (9) 市税及び個人の県民税の徴収計画並びに部内の徴収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関すること。 (10) 金銭の給付を目的とする市の権利の管理及び回収対策の総合調整に関すること。 (11) 市税を除く金銭の給付を目的とする市の権利の回収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関すること。 (12) 回収事務の引継ぎを受けた市税を除く金銭の給付を目的とする市の権利(次号において「移管債権」という。)の納付督促、滞納処分、強制執行及び徴収の猶予措置に関すること。 (13) 移管債権(市営住宅の明渡請求が伴うものを含む。)に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。
納 税 課	(1) 市税及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。 (2) 市税及び個人の県民税の収納管理及び督促に関すること。 (3) 市税及び個人の県民税に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関すること。
市 民 税 課	(1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。 (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 (3) 市税及び個人の県民税に係る諸証明及び公簿等の閲覧に関すること。
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。 (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。 (3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (5) 特別土地保有税に関すること。
緑 市 税 事 務 所 ・ 南 市 税 事 務 所	(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車、名義変更及び車台変更に係る申告の受付並びに標識の交付に関すること。 (2) 市税及び個人の県民税に係る諸証明及び公簿等の閲覧並びに申請書、届出書その他の書類の受付に関すること。 (3) 市税及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。 (4) 市税及び個人の県民税の納付督促、滞納処分及び納税の猶予に関すること。 (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 (6) その他市税に係る相談に関すること。

(注) 令和4年4月1日現在

34. 税務部門職員数

令和4年4月1日現在(単位:人)

所 属	職 員 数											任期付 ・ 臨任	再任用
	局長	参事	課(所) 長	担当 課長	主幹	総括 副主幹	副主幹	主査	主任	主事	計		
財政局	1										1		
税制・債権対策課			1								1		
税制班						1	1	2	1		5		
債権整理班						1	1	3	2	3	10	2	
市税整理班						1	1	2	5		9	3	
計			1			3	3	7	8	3	25	5	
納税課			1								1		
収納管理第1班						1		1	6	3	11		
収納管理第2班						1	1	2	2	6	12		
収納整理第1班						1		2	2	7	12		
収納整理第2班						1		1	4	4	10		
計			1			4	1	6	14	20	46		
市民税課			1								1		
諸税証明班						1	1	2	6	3	13		
賦課第1班						1	1	1	1	8	12		
賦課第2班				1				3	1	8	13		
賦課第3班						1		2	4	4	11		1
計			1	1		3	2	8	12	23	50		1
資産税課			1								1		
賦課班						1		4	1	3	9	1	
土地評価班						1		6	9	9	25		
家屋評価第1班						1		4	2	1	8		1
家屋評価第2班						1	1	3	4	14	23	21	2
償却資産班				1				1		4	6		
派遣									1		1		
計			1	1		4	1	18	17	31	73	22	3
緑市税事務所			1								1		
証明班				1					1	1	3		1
収納整理班						1		1	3	5	10		1
計			1	1		1		1	4	6	14		2
南市税事務所			1								1		
証明班						1		1		1	3		1
収納整理第1班				1			2		3	3	9		
収納整理第2班						1			5	1	7		
計			1	1		2	2	1	8	5	20		1
合 計	1		6	4		17	9	41	63	88	229	27	7

市 税 概 要

令和4年8月発行

発 行 相 模 原 市

編 集 相模原市財政局税制・債権対策課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電 話 042-769-8220（直通）

FAX 042-757-8108